

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター

指定管理業務仕様書

令和8年10月

静岡市観光文化・市民局スポーツ振興課

目 次

○業務仕様書

1	設置目的・運営方針.....	1
(1)	施設の設置目的.....	1
(2)	運営方針.....	1
(3)	目標.....	1
(4)	管理運営に関する基本的な考え方	2
2	指定管理業務の内容.....	2
(1)	指定管理業務を行う施設	2
(2)	指定管理者が直接行う業務	3
(3)	第三者に委託することができる業務.....	5
(4)	市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施	6
(5)	指定管理者による自己評価	6
(6)	定期報告（月次報告）	6
(7)	修繕の実施状況に関する協議.....	7
(8)	事業報告（年度報告）	7
(9)	次年度以降の事業計画書等の作成	7
(10)	障害者差別解消法への対応	7
(11)	暴力団排除条例への対応	8
(12)	マニュアルの整備	8
(13)	その他指定管理者が行わなければならない業務.....	8
3	指定期間	8
4	管理の基準等.....	8
(1)	開館時間等	8
(2)	使用許可等の基準	9
(3)	遵守すべき事項.....	10
(4)	文書の管理及び保存	10
(5)	個人情報の取扱い	11
(6)	情報公開.....	11
(7)	施設管理におけるリスク分担.....	11
(8)	災害時におけるリスク分担	11
(9)	賠償責任と保険の加入.....	12
(10)	備品	12
(11)	感染症への対応.....	13
5	管理体制（組織）	13
(1)	資格等	13
(2)	人員	13
(3)	非常時の体制	13
(4)	その他	14
6	指定管理経費.....	14
(1)	指定管理料の上限額	14

(2) 賃金水準及び物価水準の変動への対応	15
(3) 積算経費	15
(4) 指定管理者の収入	16
(6) 利用料金の帰属	16
(7) 支払方法	16
(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算	17
(9) キャッシュレス決済手数料の精算	17
(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う協定変更	17
(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い	18
(12) その他	18
7 その他	18
(1) 事務引継	18
(2) 文書引継	18
(3) 利用料金の決定	19
(4) 目的外使用許可等	19
(5) 市主催事業等への協力等	19
(6) 監査への協力	19
(7) 原状回復	19
(8) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて	20
(9) 清水ナショナルトレーニングセンター運営見直しに係る業務への協力	20
(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について	20
(11) 「しずおか地域クラブ活動」への協力について	20
(12) 指定の取消等	21
(13) その他	21
(14) 協議	21

○別紙

【別紙１】 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

【別紙２】 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

【別紙３】 施設保守管理等仕様書

【別紙４】 個人情報の保護に関する取扱仕様書

【別紙５】 市と指定管理者のリスク分担表

【別紙６】 静岡市指定管理料スライド制度の手引

【別紙７】 指定管理料スライド額計算シート

【別紙８】 キャッシュレス手数料等報告書

【別紙９】 敷地図面

○別表

【別表１】 備品リスト

【別表２】 利用料金の限度額と現在の利用料金

本仕様書は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター指定管理者募集要項と一体のものであり、静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例に定めるもののほか、静岡市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務の内容及び範囲を示すものである。

1 設置目的・運営方針

（１）施設の設置目的

市は、国内外のサッカーをはじめとするスポーツ選手の幅広い利用に供するとともに、市民の健康の増進及びスポーツの振興に資することを目的とし、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター（以下「清水ナショナルトレーニングセンター」という。）を、設置する。

（２）運営方針

ユニバーサルスポーツの聖地化構想における中核施設としての役割を担うとともに、宿泊機能を活用した施設の利用誘致や、プロの試合や全国大会等を開催可能とするための高度な芝生管理など、国内外のサッカーをはじめとするスポーツ選手の幅広い利用に供するとともに、市民の健康増進及びスポーツの振興に資すること基本理念とする。

当施設は、市が推進する共生社会の実現に向けた拠点整備エリア内に立地していることから、障がい者を含む多様な利用者がスポーツを楽しむことができる環境の形成に資するよう努めなければならない。

さらに、当施設は、清水庵原球場、清水清見潟公園スポーツセンター、IAI パラスポーツパークと地理的に近接しており、庵原地区におけるスポーツ・交流拠点の一体的な形成を市が目指していることを踏まえ、他施設との連携を図りながら面的な活用の最適化に貢献するよう努めなければならない。

（３）目標

数値目標は、次のとおりとする。

ア 施設の利用者満足度を 90%以上とする。

イ 施設の年間利用者数を 195,800 人以上とする。

【参考】収益化のポイントとなる個別設備及び事業に係る年間利用者数等の目標目安

（ア）宿泊者への食事提供数を 22,000 食以上

（イ）宿泊延べ人数を 5,500 人以上

（ウ）教室参加者数を 25,900 人以上

(4) 管理運営に関する基本的な考え方

施設の管理運営にあたっては、設置目的を達成するため、法令や条例等を遵守するとともに、円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理に努めること。

また、市スポーツ推進計画の内容を十分に理解し、同計画に沿った管理運営に努めるとともに、市の推進する施策と相乗効果を発揮する運営に努めること。

あわせて、指定管理者は「ユニバーサルスポーツの聖地化」事業の理念を十分に理解し、多様な市民が共に楽しみ、支え合う共生社会の実現に寄与する事業等を積極的に推進するものとする。

加えて、指定管理者は、管理運営に当たり、利用者の平等利用の確保に努め、利用者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、正当な理由がない限り、施設利用を拒んではならない。

その他、次のアからコまでの事項を遵守すること。

ア 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。

イ 清水ナショナルトレーニングセンターの設置目的に則した管理運営を行い、その実現に向け最大の努力を行うこと。

ウ 利用者の意見や要望を管理運営に反映させるなど、利用者本位の運営を行い、サービスの向上に努めること。

エ 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の節減に努めるとともに、環境負荷の低減と施設・設備の良好な維持管理に努めること。

オ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

カ 予算の執行に当たって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。

キ ごみの節減、省エネルギー等環境に配慮した運営を行うこと。

ク 個人情報の保護を徹底すること。

ケ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

コ 市及び地域と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理業務の内容

(1) 指定管理業務を行う施設

清水ナショナルトレーニングセンター

(ア) 所在地 静岡市清水区山切 1487 番地の 1

(イ) 規模 鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地上 4 階建て

延べ床面積 7,645.48 m²

敷地面積 67,719.00 m²

(ウ) 施設内容

a 天然芝グラウンド 2 面

b 人工芝コート 2 面

c ジョギングコース

d ウェイトリフティング練習場

e センタービル

(a) 地下1階

大会議室、温浴施設（クアプール含）

(b) 1階

トレーニングジム（フィットネスルーム含）、ロッカールーム、
レセプションラウンジ、総合受付、事務室、会議室

(c) 2階

アリーナ、チャイルドルーム、レストラン、談話室、会議室

(d) 3階

一般宿泊室、合宿室

(e) 4階

一般宿泊室

(f) その他附帯設備

(エ) 開館時期 平成13年4月

(2) 指定管理者が直接行う業務

施設の設置目的を達成するための主要な業務は、指定管理者が直接実施することを原則とし、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、主要業務が多岐にわたり、指定管理者のみでは実施が困難であると認められる場合など、事前に市の承認を得た場合に限り、当該業務を直接実施することができる専門業者等に主要業務の一部を委託することができる。（5頁（3）第三者に委託することができる業務を参照すること。）

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。

ア 利用者に対する業務

(ア) 施設の使用許可及び利用の制限等に関すること。

(イ) 施設の利用受付、利用方法等の案内及び指導等に関すること。

(ウ) 施設利用者登録に関すること。

(エ) 利用者及び周辺地域に対して誠意を持って対応すること。

また、新たな施設の設置や、大規模な改修等に関し、指定管理者のみでは対応できない場合は、市に報告し対応すること。

(オ) 施設の年間利用計画を策定すること。

(カ) 利用状況の把握と利用者状況報告書の作成

(キ) 利用の手引き等を作成し、電話等による利用者の問い合わせや相談に対応すること。

(ク) その他利用者に対して必要な業務

イ 施設の維持管理業務

(ア) 施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアルを作成すること。

(イ) 施設設備、備品等の機能維持を図り、適正な利用に供するよう日常点検を行い、必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。

(ウ) 日常及び定期的な施設整備の点検と補修等の管理を行うこと。

(エ) 災害対策のため防災・消防計画を策定し、関係機関と協議を行うとともに、防災訓練を実施し緊急時に備えること。

(オ) 事故等の対応について、関係者を指揮し緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに市等関係機関に報告し、その指示に従うこと。

(カ) 施設の管理業務日誌等諸帳簿を作成し、必要に応じて市に提出すること。

(キ) 器具等を利用する利用者の安全確保及び機器等の適正な利用に供するよう器具の設置・片づけ等を行うこと。

(ク) 施設の使用前後の開閉錠及び点検を行うこと。

(ケ) 駐車場・駐輪場の適正な管理を行うこと。

(コ) 管理用品及び消耗品等を購入すること。

(サ) その他施設等の維持管理に必要な業務

ウ 清水ナショナルトレーニングセンター条例に伴う事業内容の業務

(ア) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例第 16 条に伴う事業内容の業務

a スポーツ振興の啓発に係る教室、イベント等事業の企画・運営に関すること。別紙 1「施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

b 各種スポーツ教室、イベント等の開催に関すること。

c センターの利用の許可に関すること。

d センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

e その他市長が必要と認める事業

エ 清水ナショナルトレーニングセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収業務

清水ナショナルトレーニングセンター条例に基づき、適正に徴収すること。

清水ナショナルトレーニングセンターは利用料金制を採用するので、利用料金収入は指定管理者の収入とする。また、教室など指定管理者が主催するソフト事業の実施に伴う収入も指定管理者の収入とする。

これらの利用料金の取扱いについては、受払簿の作成、記入等により適正に管理すること。

オ 利用促進業務

(ア) ホームページや SNS 等を活用し、積極的に広報を行うこと。

(イ) 利用促進のためのスポーツ行事等企画を行うこと。

カ 教室、イベント等事業の実施業務

(ア) スポーツ振興に係る事業の企画運営に関すること。

(イ) スポーツ振興の啓発に関すること。

詳しくは、「別紙 1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務」を参照すること。

キ マイクロバス運転管理業務

(ア) 利用者の利便性の向上のためのマイクロバス運転業務を行う

(イ) 指定管理者は静岡市車両管理規程（平成 15 年 4 月 1 日訓令第 31 号）に準じて管理するものとする。

(ウ) 運転においては、安全に万全を期すこと。

ク 宿泊利用者への食事提供業務

(ア) 宿泊利用者へ食事の提供を行うこと。

(イ) 提供する食事の内容・回数・提供時間等は利用者と調整のうえ決定すること。

(ウ) 食品衛生法など各関係法令等を遵守して運営を行うこと。

(3) 第三者に委託することができる業務

次に掲げる施設、設備、機器等の維持管理に関する業務（設備の保守点検、修繕、清掃、警備等）及び宿泊利用者への食事提供業務、運営効率化・省人化のために必要な業務については、第三者に委託することができる。

委託に当たっては市の例に準じ、指定管理者と受託者の責任を明確化するとともに、公正で透明な手続により実施しなければならない。委託業者を選定する際は、市内業者の優先的な選定、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大について可能な限り配慮されたい。

また、受託者から他の者への再委託はできない。第三者の使用は、全て指定管理者の責任において行い、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は指定管理者の責めに帰する。

なお、契約に当たっては静岡市暴力団排除条例により、暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者は指定管理者からの委託を受けることができないため、指定管理者は、委託先に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」を提出するよう毎年度依頼し、その写しを提出すること。

詳しくは、「別紙 2 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務」及び「別紙 3 施設保守管理等仕様書」を参照すること。

清水ナショナルトレーニングセンターの業務内容

(ア) 警備業務

(イ) 清掃業務

(ウ) 消防設備保守点検業務

(エ) 自動開閉装置保守点検業務

- (オ) 昇降機保守点検業務
- (カ) 空調設備保守管理業務
- (キ) 電気設備保守管理業務
- (ク) 建築設備等点検業務
- (ケ) 周辺樹木等維持管理業務
- (コ) 芝刈等維持管理業務（プロサッカー利用対応レベルを維持する。）
- (サ) 環境衛生管理業務
- (シ) 貯湯槽保守管理業務
- (ス) プール設備保守点検業務
- (セ) L P Gバルクシステム保守点検業務
- (ソ) ホテル情報システム保守点検業務
- (タ) ウェルネスシステム保守点検業務
- (チ) 宿泊利用者への食事提供業務
- (ツ) 運営効率化・省人化に必要な業務
- (テ) その他必要となる業務（例：敷地内における雑草木除去等）

（４）市民アンケート調査及び利用者満足度調査の実施

市民アンケート調査及び利用者満足度調査を年度ごとに実施し、分析を行って施設の管理運営に反映するとともに、その結果を事業報告書（年度報告）の中で報告すること。

ア 清水ナショナルトレーニングセンターの利用者に限定しない者を対象とした、市民アンケート調査を毎年度実施し、施設に対する認知度の実態を調査し、管理運営に活かすこと。

イ 清水ナショナルトレーニングセンターの利用者を対象とした利用者満足度調査を毎年度実施し、施設に対する満足度、利用者の実態を調査し、管理運営に活かすこと。

ウ 調査項目、対象人数、回数、調査時期については、市と協議の上、決定すること。

（５）指定管理者による自己評価

毎年度終了後１か月以内に、市が行う年度評価と同様の方法により、当該年度の指定管理業務について自己評価を行い、次年度以降の指定管理業務の改善を図るとともに、その結果を事業報告（年度報告）の中で報告すること。

（６）定期報告（月次報告）

指定管理者は、協定書で定める日までに次の事項を記載した前月分の月次報告書を提出することとする。

ア 施設利用状況（開場日数、稼働率、利用者数、申込数（施設利用、教室受講）等）

イ 問い合わせ数（問い合わせ内容別に集計すること。）

ウ 一般職員及び資格の必要な職員の配置状況（勤務実績）

エ 業務実施状況（業務の名称、実施日、業務概要）

施設・設備の定期点検や第三者に委託した業務及び修繕の実施状況を含む。

オ その他指定管理業務の適切な実施を確認するために必要な事項

（７）修繕の実施状況に関する協議

修繕業務の実施に当たっては、年度当初及び必要が生じた都度市と協議する。その際は、年度当初に施設の修繕予算額報告書を、毎月の定期報告及び年度報告の際には修繕の実施結果が分かる資料（様式は任意）を提出すること。

（８）事業報告（年度報告）

毎年度終了後、１か月以内に以下の内容を添付した事業報告書（様式第 22 号）を提出すること。

ア 管理業務の実施状況（事業計画との比較、修繕の実施状況）

イ 清水ナショナルトレーニングセンターの各施設利用状況（利用者数、稼働率、目標との比較、利用拒否等の件数・理由、申込数等）

ウ 問い合わせ数（問い合わせ内容別に集計すること。）

エ 指定管理業務収支状況報告書（様式第 23 号）

収支報告書は、次の①から⑤の科目に区分することを基本とし、市と協議して決定すること。

① 人件費

② 事業費

③ 施設費（光熱水費・委託費など）

④ 管理費

⑤ 管理費のうち利益相当分（他の科目と区分し、独立した科目として計上すること。）

オ 財務諸表

カ 利用者からの意見・要望及び苦情の内容と対応状況

キ 利用満足度調査及び市民アンケート等の実施状況、考察（目標との比較）

ク 自己評価の結果

（９）次年度以降の事業計画書等の作成

申請時に提案された事業計画を基本として、毎年度、市と調整を図った上で次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期日までに提出すること。

（10）障害者差別解消法への対応

公の施設の管理運営を行うことに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 2 項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限

り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき対応すること。

(11) 暴力団排除条例への対応

暴力団の利益になる利用や不当な行為を受けたときは、「静岡市暴力団排除条例運用の手引」に基づき対応を行うこと。

(12) マニュアルの整備

施設を安全に管理し、指定管理業務を適切に実施するため、市と協議を行い、事務処理マニュアル及び危機管理マニュアル（火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制などについて規定）を作成すること。

(13) その他指定管理者が行わなければならない業務

ア 随時報告

事故や災害の発生のように緊急な事項や、指定管理者と金融機関の取引停止、指定管理者の法人格の変更に關わる事項など指定管理の継続に影響がある事項については、随時、報告を行うこと。

イ 協議の実施

指定管理者は、管理運営に関して、必要に応じ市と協議すること。

ウ 是正勧告

事業報告の検査の結果、指定管理者の業務が基準に満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、当該勧告対象となった事項に改善がみられない場合、市は指定管理者に対する支払の停止、支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消しなどの措置を行うことがある。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで 4年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定する。

4 管理の基準等

(1) 開館時間等

開館時間及び休館日は、原則として以下のとおりとする。

清水ナショナルトレーニングセンター

(ア) 開館時間

a グラウンド施設、アリーナ施設及びトレーニング施設 午前9時から午後9時までの時間

b 宿泊施設

(a) 宿泊利用の場合 午後3時から翌日の午前10時までの時間

(b) 休憩利用の場合 午前10時から午後3時までの時間

(イ) 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) その他

特に必要があると認めたときは、指定管理者は市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(2) 使用許可等の基準

指定管理者は、施設利用の許可権を有し、利用内容が公共施設の目的に沿ったものであることを確認するとともに、利用の公平と平等を確保しなければならない。利用料金の減免基準、施設利用に係る審査基準と処分基準は、清水ナショナルトレーニングセンター条例に基づき、当該処分の処分庁である指定管理者が、市と協議のうえ定める（優先利用に関する基準も同様）。

また、この基準と標準処理期間を、静岡市行政手続条例第5条第3項及び同条例第6条の規程により、当該施設において公表する。

以下のいずれかに該当するときは、清水ナショナルトレーニングセンターの利用を許可しないことができる。

ア 利用の不許可

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(イ) 施設の管理上支障があると認めるとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合のほか、条例及び規則に定められた事項に該当するなど、その利用を不相当と認めるとき。

イ 利用料金の減免

利用料金の減免に当たっては、減免基準を定め、適切な方法により利用者に通知すること。

また、以下の点に留意すること。

(ア) 市が公用のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

(イ) 静岡市スポーツ協会加盟の協会または連盟が主催して行う年1回の市民大会（市民大会と銘打つ年齢別、男女別、中学校・高等学校別等それぞれの大会を含む。）においては、利用料金を免除することを認めるものとする。

(ウ) 静岡市中学校体育連盟が主催して行う事業においては、利用料金を免除することを認めるものとする。

(エ) 特別支援学校及び特別支援学級が教育活動又はこれに類する目的のために利用する場合は、利用料金を免除することを認めるものとする。

(オ) 障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所において発行する療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の各手帳の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

(カ) 特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた者（難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

(キ) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者（児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けた者をいう。）が利用する場合は、利用料金を減免することを認めるものとする。

（３）遵守すべき事項

指定管理業務の実施に当たっては、地方自治法、施設の設置条例及び同施行規則などのほか、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理運営を行うこと。

ア 地方自治法

イ 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例

ウ 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例施行規則

エ 労働関係法令

オ その他関係法令

（４）文書の管理及び保存

指定管理業務の実施に当たり、次に掲げる帳簿等を備え、施設の適正な管理運営に努めること。

また、作成又は取得した文書等は、市の文書事務に関する諸規程に基づいて、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存する。

ア 管理に関する帳簿

（ア）事業日誌

（イ）施設運営に必要な諸規程

（ウ）年間事業計画及び事業実施状況表

（エ）職員に関する書類

（オ）設備及び備品に関する書類

（カ）その他管理に必要と思われる帳簿及び書類等

イ 利用者に関する書類

（ア）各種施設管理に係る申請書

（イ）その他必要と思われる書類等

ウ 会計経理に関する帳簿及び書類

（ア）収支予算及び収支決算に関する帳簿及び書類

（イ）金銭の出納に関する帳簿及び書類

（ウ）物品等の受払に関する帳簿及び書類

（エ）資金に関する帳簿及び書類

（オ）その他必要と思われる書類等

エ その他管理運営業務に必要と思われる帳簿及び書類等

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、「別紙4 個人情報の保護に関する取扱仕様書」に従って、十分注意すること。

また、「静岡県防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱」に従って、防犯カメラ等管理責任者を置くこと。

(6) 情報公開

指定管理業務を行うに当たり作成又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開は、別途情報公開規程等を定めるなど適正な情報公開に努めること。

なお、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合がある。

(7) 施設管理におけるリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、「別紙5 市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

ただし、当該分担表で定める事項で疑義がある場合又は当該分担表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

(8) 災害時におけるリスク分担

ア 大規模災害以外の災害時のリスク分担、役割等

災害時及び緊急時における対応については、事業計画書に記載された内容及び施設の危機管理マニュアル等により実施するものとする。

イ 大規模災害時のリスク分担、役割等

本市における公の施設には地震・風水害等の大規模災害発生時において、避難所等として極めて重要な役割を担うことが想定されており、静岡県地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に位置付けられている。

地域防災計画において、清水ナショナルトレーニングセンターは支援受入施設として位置付けられているため、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する。

また、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引ー指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアル ひな型ー」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備すること。

ウ 指定管理者は、災害時等の状況により、地域防災計画に定めのない事項について市から協力を求められた場合は、それに協力するよう努める義務を負うものとする。

(9) 賠償責任と保険の加入

ア 賠償責任保険

指定管理業務の実施に当たり、市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害については、施設の設置者である市が賠償責任を負うが、指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害については、指定管理者が賠償責任を負う。

このいずれの理由にもよらない事故により第三者に与えた損害については、その賠償責任について、両方で協議することとする。

また、指定管理者に起因する火災等による施設の損壊についても、市は、指定管理者に対して損害賠償を請求することができる。

以上のことから、指定管理者は、想定される損害賠償請求に対応できるよう保険に加入すること。

イ その他保険

その他必要に応じた保険に加入すること。

(10) 備品

ア 施設備品

当該施設に必要不可欠な備品（施設備品）については市が用意する。市は、別表1「備品リスト」に記載のものを、無償にて貸与する。この場合、当該備品の所有権は市に帰属するため、備品台帳等による管理を徹底するなど、静岡市物品管理規則（平成15年規則第51号）等に基づき適正な管理に努めるとともに、指定期間が終了したときは、原状回復し、市に返却すること。また、市の備品に破損、不具合等が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

施設備品について、新たな備品の購入や、経年劣化等により更新の必要が生じた場合は、予算の定める範囲において、市が必要と認めた場合に市が整備する。

また、市と協議の上、指定管理者の負担で施設備品の更新や購入を行うことも可能とする。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市へ所有権を移転することを妨げない。

イ 事務用備品

当該施設の管理運営業務の遂行に当たり必要とする備品（事務用備品）については、指定管理者が費用を負担する。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属するが、市との協議により市に所有権を移転することを妨げない。

ウ 備品の適切な管理

備品の管理にあたっては、市の備品と指定管理者の備品が混同しないよう、備品シールを貼付するなどして適切に管理を行うこと。指定管理者の備品についても、備品台帳等による管理を行うなど、市の備品に準じた管理を行うよう努めること。

(11) 感染症への対応

施設の管理運営やイベント等の開催に当たっては、市と協議の上、必要な対策等を講じること。

5 管理体制（組織）

管理運営業務は、必要な有資格者及び経験者等、適正な職員を配置するとともに、管理運営を効率的に行うため適正な人数の職員を配置すること。

また、配置する人員の勤務形態は、労働関係法令を遵守し、労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。

(1) 資格等

ア 甲種防火管理者の資格を有している者を1人以上配置すること。

イ 開場時間中は、普通救命講習修了者が常駐すること。

ウ その他施設管理に必要な資格を有していること。

(2) 人員

指定管理業務を円滑、安全に実施するため、次の人員を置く。

また、円滑な管理運営を行うに十分な知識と能力を有する職員を確保し、必要な組織体制を整えること。

ア 施設を代表する責任者を、施設職員の中から1人選任すること。

イ 午前9時00分から午後6時00分までは職員9人、午後6時00分以降は7人、宿泊利用がある場合には午後9時00分から翌午前9時00分までは1人以上の職員を配置すること。

ただし、運営効率化や省人化に関する独自の提案がある場合は、施設の安全性及びサービスレベルの維持・向上策と併せて提案すること。

ウ 配置する人員の勤務形態は、労働基準法等を遵守し、施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。

エ 教室等事業の企画、利用者への案内・安全確保、機械設備保守管理及び施設内外の清掃等、各種業務における責任体制を確立すること。

(3) 非常時の体制

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、市をはじめ関係機関に通報すること。

ア 危機管理マニュアルの作成

火災や地震、事務事故等の非常時における危機管理体制を整備するため、市と協議の上、危機管理マニュアルを作成する。

イ 防火管理者の権限

防火管理者は管理権原者（静岡市長）から次に掲げる権限が付与される。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (イ) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (ウ) 避難又は防災上必要な構造及び設備の維持管理に関する権限
- (エ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関する権限
- (オ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関する権限
- (カ) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持ち込みの制限に関する権限
- (キ) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (ク) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関する権限
- (ケ) その他防火管理者の業務を遂行するために必要な権限

ウ 防火管理者の業務

防火管理者は次に掲げる業務を実施し、かつ、当該内容について十分な知識を有すること。

- (ア) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (イ) 避難施設等の管理に関すること。
- (ウ) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること。
- (エ) 消防用設備等の点検及び整備の実施に関すること。
- (オ) 火器の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (カ) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (キ) 防火管理業務従事者に対する指示、監督に関すること。
- (ク) その他防火管理者として行うべき業務に関すること

エ AED研修会

AED（自動体外式除細動器）の操作方法習得のため、定期的に施設職員に対する研修を実施すること。

(4) その他

ア 事業計画書への明示

従事予定者や採用計画とともに、どのような業務をどのような体制で実施するのかを事業計画に明示すること。

イ 利用者数の実績

(人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	182,425	204,767	200,236

6 指定管理経費

(1) 指定管理料の上限額

指定管理者が清水ナショナルトレーニングセンターの管理運営を行うために要する経費には、市からの指定管理料と利用料金収入を充てるものとする。

指定管理料の上限額は次のとおりであり、申請者はこの範囲内で提案すること。ただし、上限額は予算の議決により変更となる可能性がある。

なお、指定管理者が収入する利用料金の見込額（72,384 千円）や事業費収入（教室受講料・宿泊利用者への食事提供に係る収入）の見込額（51,226 千円）は控除した金額となっている。

指定管理料上限額 171,076 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（２）賃金水準及び物価水準の変動への対応

指定管理経費のうち賃金水準や物価水準の変動による影響を受ける経費については、各水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、２年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」を適用する。

ただし、指定管理料スライド制度の詳細については、別紙６「静岡市指定管理料スライド制度の手引」のとおりとし、スライド額の算出は、別紙７「指定管理料スライド額計算シート」によることとする。

＜経費別積算額＞

（千円）

	経費	積算額（消費税及び地方消費税を含む。）
賃金水準の変動に伴うスライド	① 常勤職員の人件費	31,383
	② 臨時職員の人件費	51,416
	③ 人件費に連動する管理費	8,280
物価水準の変動に伴うスライド	④ 事業費	52,391
	⑤ 施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）	101,496
	⑥ 事業費・施設費（光熱水費及び燃料費、キャッシュレス決済手数料を除く）に連動する管理費	1,541

（３）積算経費

指定管理料の積算経費については、以下のとおりとする。

なお、年度ごとの業務に差異がない場合は、指定期間中の指定管理料の額は初年度の額を基本とし、「６（２）賃金水準及び物価水準の変動への対応」を行う場合や特別な理由がない限り変更や精算は行わない。

ただし、指定管理料には、清水ナショナルトレーニングセンター内に設置されている自動販売機等に係る光熱水費は含まない。

ア 人件費（法定福利費含む）

イ 管理費（福利厚生費、退職給付引当金繰入額等）

ウ 事業費（謝金、消耗品費、印刷製本費、使用料、手数料、通信運搬費、委託料、食材費等）

エ 施設費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、委託費、使用料、光熱水費、燃料費等）

オ 管理雑費

カ 消費税相当額

(4) 指定管理者の収入

指定管理業務に係る収入については、以下のとおりとする。

ア 市からの指定管理料

イ 事業費収入（教室受講料等）

ウ 利用料金

(5) 直近3年間の収支決算額

《参考：指定管理業務に係る直近3年間の収支決算額》

ア 指定管理業務に係る支出 (千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	87,210	99,436	106,608
管理費	25,398	28,145	14,170
事業費	81,571	88,520	88,416
施設費	143,981	150,529	150,733
管理雑費	607	456	61
消費税相当額	9,821	10,953	10,844
合計	348,588	378,039	370,832

※指定事業の見直しに伴い、事業費の収支決算額が積算金額に比べ大きく下回っている。

※宿泊者への食事提供に係る経費は含まれていない。

イ 指定管理業務に係る収入 (千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	183,360	187,210	188,271
事業費収入	8,602	8,387	9,565
利用料金収入	63,585	76,389	74,817
合計	255,547	271,986	272,653

※宿泊者への食事提供に係る収入は含まれていない。

なお、条例に定める利用料金の限度額と現在の利用料金については、別表2「利用料金の限度額と現在の利用料金」のとおり。

(6) 利用料金の帰属

指定管理期間開始前に現指定管理者が販売した回数券や定期利用券の代金、事前予約により収納した利用料金は、現指定管理者の収入とする。

指定管理者は、これらの回数券や定期利用券、利用料金が事前収納された予約の利用があったときは、サービスの提供を行わなければならない。

なお、この取扱いは次回更新時も同様とする。

(7) 支払方法

指定管理料は概算払いとし、年4回の分割払いとする。

支払期限については、協定書で定める金額を指定管理者の請求に基づいて支払う。

(8) 光熱水費等（電気料金、ガス料金、水道料金、燃料費）の精算

ア 光熱水費及び燃料費の取扱い

価格が安定するまでの間、光熱水費及び燃料費は、基準額と年度の実績額を比較し、年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示した光熱水費及び燃料費の積算額に指定管理料上限額（171,076,000円）に対する請負率を乗じて得た額とする。

光熱水費及び燃料費の積算額 47,979,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 光熱水費及び燃料費の精算方法

（ア）当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額を上回る場合 市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

（イ）当該年度光熱水費及び燃料費の実績額が、光熱水費及び燃料費の基準額に満たない場合 指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(9) キャッシュレス決済手数料の精算

ア キャッシュレス決済手数料の取扱い

キャッシュレス決済手数料は、基準額と年度の実績額を比較し、年度協定期間終了後に当該差異を生じた額について精算を行う。ただし、基準額は、募集時に市が提示したキャッシュレス決済手数料の積算額に指定管理料上限額（171,076,000円）に対する請負率を乗じて得た額とする。

キャッシュレス決済手数料の積算額 199,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ キャッシュレス決済手数料の精算方法

（ア）当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額を上回る場合

市は、指定管理者に、実績額が基準額を上回る金額を通常払で支払う。

（イ）当該年度キャッシュレス決済手数料の実績額が、キャッシュレス決済手数料の基準額に満たない場合

指定管理者は、市に、実績額と基準額の差額を返還する。

(10) 施設の改修及び設備等の更新に伴う協定変更

施設の改修工事や設備の更新等を行うときは、利用調整をする等、その実施に協力しなければならない。

なお、改修等の結果、指定管理料の算定に差異が生じることとなった場合は、市と指定管理者で協議の上、協定を変更することができる。

また、変更協定により、指定管理料の精算が生じた場合は、市及び指定管理者は速やかに精算をすること。

(11) 指定管理業務を対象とした国庫補助金等の取扱い

指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が受けることのできる国や地方公共団体、独立行政法人等の補助制度があるときは、これを積極的に活用していくこと。

ただし、指定管理業務を対象として国庫補助金等の交付を受けた場合は、同一の業務に対して指定管理料と国庫補助金等の両方が重複して収入されることになるため、精算等の手続が必要となる場合がある。

したがって、国庫補助金等の申請を行う際は必ず事前に市に報告し、その取扱い方法について協議を行うこと。

(12) その他

ア 指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うに当たり、会計処理の透明性確保の観点から、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けなければならない。

イ 指定管理者は、本事業に関連する出入金の管理を、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

なお、指定管理者が当該施設の管理運営のために使用する預金口座は、1施設当たり1口座を原則とする。

7 その他

(1) 事務引継

指定期間が終了し、指定管理者が交代する際は次の指定管理者の候補者が円滑かつ支障なく、運営管理業務を実施することができるよう、必ず引継ぎを行わなければならない。

また、初回の引継ぎでは、市が立ち会った上で引継ぎの日程、方法及び項目を決定するものとする。

なお、引継ぎに係る経費は候補者が負担するが、静岡市議会で指定管理者の指定議案が否決された場合には、それまでに負担した準備経費等は補償しない。

(2) 文書引継

指定管理者が指定管理業務を実施する上で作成した文書、収集した文書等については、市に引き継ぐものとする。

なお、市は必要に応じて次期の指定管理者に当該文書を引き継ぐ。

(3) 利用料金の決定

利用料金は、指定管理者が、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例別表に定める利用料金の限度額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めることとする。

なお、市の施策その他の事情により利用料金の上限額を見直す必要が生じた場合には、市は当該上限額を改定する。

(4) 目的外使用許可等

電柱等の設備の設置許可については、指定管理者の業務範囲外であるため、市が行政財産の目的外使用許可等を行い、使用料を徴収するものとする。

また、自動販売機の設置は目的外使用許可ではなく、市が貸付により直接行うこととし、その貸付料は市の収入とする。

なお、事業者については市が一括して公募する。(自動販売機の光熱水費及び維持管理費においては、設置業者から直接その経費を収受するものとする。)

その他売店等の業務を実施する場合は、目的外使用許可を得ること。

施設の目的外使用をする場合は、毎年度、市に対して目的外使用許可申請をしなければならず、使用料の支払いが必要となる。

(5) 市主催事業等への協力等

ア 市が主催する事業等は、優先的に実施できるよう市と協議すること(貸館、広報物の掲示等含む)。

イ 類似公共施設の広報物の掲示等、PRの相互協力を行うこと。

ウ 市が行う防災訓練や災害時の対応に協力すること。

(6) 監査への協力

市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

また、監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

(7) 原状回復

指定期間の満了や指定取消があった場合には、市が認める場合を除いて、当該施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(8) 法改正等に伴う光熱水費の購入方法の見直しについて

電力・ガスの小売全面自由化に伴い、電力会社・ガス会社や料金メニューを自由に選択することが可能となったことから、指定管理者は積極的に購入方法の見直しを行い、経費節減等に努めること。

ただし、購入方法を変更した日から1年間の電気料・ガス料金の実績と、前年の同期間における電気料・ガス料金の実績との間に10%以上の変動があった場合には、その10%を超える部分について精算を行うこととする。精算方法等については別途市と協議の上決定する。

なお、見直しに当たっては以下の点に留意すること。

ア 契約しようとする電力会社・ガス会社が、小売電気事業者・小売ガス事業者として経済産業省の登録を受けていること。

イ 指定管理者と電力会社・ガス会社の間で、事故発生時等の緊急対応の体制が整備されていること。

ウ 相手方との契約期間は指定期間内とすること。

(9) 清水ナショナルトレーニングセンター運営見直しに係る業務への協力

指定管理者は、市が清水ナショナルトレーニングセンターの中長期的な運営手法の見直しにあたり実施する調査・分析・検討等（以下「見直し業務」という。）に対し、誠実に協力しなければならない。

協力の内容は、次に掲げるものとする。

ア 市または市が委託する事業者からの要請に基づき、必要な経営情報・施設運営に関する実績データ・再委託の状況等を期限までに提供すること

イ 市または市が委託する事業者による現地調査、ヒアリング、運営状況の確認等に協力すること

ウ その他、市が見直し業務の遂行に必要と認めた協力的行為

(10) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

利用料金等（指定事業・自主事業による収入を含む）を徴収した相手方から適格請求書（インボイス）の交付を求められた場合、指定管理者はインボイスを交付する。

なお、交付したインボイスの写しは7年間保存しておくこと。

(11) 「しずおか地域クラブ活動」への協力について

指定管理者は、令和9年9月から実施される「しずおか地域クラブ活動」が地域におけるスポーツ振興に資するものであることを踏まえ、公共施設としての社会的役割を担い、「しずおか地域クラブ活動運営方針」に沿って協力するものとする。

(12) 指定の取消等

ア 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合及び指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。この場合に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。

イ 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

ウ 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消すことができる。

エ 前記のほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

市と指定管理者のリスク分担等の一覧は、「別紙5 市と指定管理者のリスク分担表」のとおりとする。

(13) その他

ア 職員の指導監督を行うとともに、職員の資質を高めるため、研修を実施するなど施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

イ 利用者のニーズ、情報等を把握し、サービスの向上に努めること。

(14) 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理に関し疑義が生じた場合には、市と指定管理者と協議して決定する。

別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

清水ナショナルトレーニングセンターの設置目的を達成し、施設の利用率を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施すること。

なお、以下1、2による事業の区別をし、記録（帳簿等）簿の作成をすることとする。

1 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

項目	対象者	開催回数
子どものスポーツ活動の推進	第2期静岡市スポーツ推進計画 基本方針1 施策の柱1 基本施策①	
1 子どもの運動機能向上教室	小学生以下	—
2 子どもの水泳能力向上教室	小学生以下	—
3 親子の運動教室	未就学児と親	—
4 子どものスポーツ体験教室	小学生以下	—
障がいのある人のスポーツ活動の推進	第2期静岡市スポーツ推進計画 基本方針1 施策の柱1 基本施策④	
1 ユニバーサルスポーツ教室	障がい者・健常者	4 8
2 ユニバーサルスポーツイベント	誰でも	1
多様な世代で楽しむスポーツ活動の推進	第2期静岡市スポーツ推進計画 基本方針1 施策の柱1 基本施策⑤	
1 市民の健康維持教室	18歳以上	—

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、年度開始前の市が指定する日までに、実施計画書を提出した後、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。また、参加者から受講料を徴収することは可能であるが、実費相当額の受講料とすること。

2 市の施策に準じて実施する教室等（以下「自主事業」という。）

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、清水ナショナルトレーニングセンターの事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

自主事業の実施に当たっては、教室等の目的や対象、内容等に沿った受講料金を設定することができるものとする。

また、1,500 回分の自主事業は、施設利用料を免除することができる。ただし、施設の設置目的に合致する内容や市スポーツ推進計画等に沿った内容に限る。なお、自主事業の実施において、損失が生じた場合、市は補填を行わない。

自主事業の計画においては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中で新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

3 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。

別紙２ 施設、設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務

敷地内外の全ての施設設備の運転と保守管理を行うとともに、効率的な運営を図り環境負荷を低減させること。

1 施設が保有している一般的な諸設備全般の運転と保守管理

(1) 警備業務

施設内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保するとともに、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を講じること。

(2) 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

ア 日常清掃

清掃の実施頻度等その内容については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて適切に設定すること。衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃

床洗浄ワックス塗布等については、指定管理者が施設の利用頻度等に応じて定期的に行うこと。

ウ 特別清掃

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかに、必要に応じて清掃を実施し、施設の適切な環境衛生、美観の維持に努めること。

(3) 消防設備保守点検業務

施設内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保するため、消防法等の関係法令に基づき点検を行うこと。機器点検は6ヶ月に1回、総合点検は年1回実施すること。

(4) 自家用電気工作物保安管理業務

ア 指定管理者を「経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」1.(2)に規定の「みなし設置者」とする。なお、みなし設置者に関する必要な事項は次のとおりとする。

(ア) みなし設置者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用工作物について、電気事業法第39条第1項（自家用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持管理しなければならない。）の義務を果たす責任を有する。

(イ) 自家用工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(ウ) 自家用工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(エ) 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

(オ) 事故・故障の発生や発生する恐れがある場合、主任技術者の指示を受け、送電停止、電気工作物の切り離し等、必要な措置をとる権限を有する。

(カ) 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、乙は、技術基準に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(キ) 技術基準維持のための措置は、指定管理者が判断し、速やかに実施するものとする。

(ク) みなし設置者ができる手続きは次のとおりとする。

a 保安規程の届出

b 電気主任技術者の選任

イ 電気事業法に基づき、電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行うこと。

(5) 自動開閉装置保守業務

ア 施設の利用に支障のないよう適切な機械各部及び付属機器の点検調整業務を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常もしくは異常を予見した場合は、適切な措置をとること。

イ 点検整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(6) 昇降機保守点検業務

建築基準法等に基づき、定期的に機械装置の細部を調査し、昇降機が常に安全で良好な運転状態を維持するよう、清掃、給油、調整その他適切な措置を講じ、予防保全的措置を講ずること。また、機器の故障等については、すみやかに復旧できる体制を整えること。保守点検は1か月に1回、定期検査は年1回し、定期検査の点検結果を静岡市に提出すること。（部数2部）

なお、保守点検の記録は3年以上保存すること。

(7) 空調設備保守点検業務

最良の稼動状態を確保するため、保守点検、フィルター点検清掃を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予見した場合は、適切な措置をと

ること。また、保守整備とともに、必要に応じて機器部品の補充、交換、機器設備の調整を行うこと。

(8) 浄化槽維持管理業務

浄化槽法等の関係法令に基づき、機能維持のための保守点検を定期的に行うこと。

また、水質悪化予防のため年1回以上清掃を行い、指定検査機関の法定検査を受けること。

(9) 貯水槽清掃業務

水道法等の関係法令に基づき、貯水槽の清掃、消毒及び関連機器の点検、検査を年1回以上行うこと。

(10) 建築設備等点検業務

建築基準法に基づく以下の定期点検を実施し、点検結果を静岡市に提出すること。(部数2部)。

ア 建築設備定期点検

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、建築物の建築設備（昇降機を除く。）の定期点検を年1回実施すること。

イ 特殊建築物等定期点検

建築基準法第12条第2項の規定に基づき、特殊建築物等の定期点検を3年に1度実施することとし、指定期間内における実施時期は令和9年度及び令和12年度とする。

ウ 防火設備点検

建築基準法第12条の規定に基づき、建築物の防火設備（常時閉鎖式の防火設備及び防火ダンパーを除く。）の定期点検を年1回実施すること。

(11) フロン排出抑制法に基づく点検

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定に該当する設備については法令に基づき、定期的に点検を実施すること。点検の結果、フロン類の漏えいや故障が確認された場合は、すみやかに適正な措置を講ずること。また、点検や修繕実施状況、充填・回収したフロン類の情報等について記録を作成し、機器を廃棄するまで保存すること。フロン充填・回収作業をした場合は、充填量及び回収量が確認できる書類（証明書等）を静岡市に提出すること。

ア 対象機器

第一種特定製品

イ 簡易点検

全ての第一種特定製品を対象とし、機器の外観確認等により点検を実施すること。

点検は3か月に1回以上実施すること。

ウ 定期点検

一定規格以上の機器については、冷媒フロン取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者等の有資格者により直接法や間接法による方法で、機器ごとに定める期間に1回以上の点検を実施すること。

2 屋外の構築物等の保守管理

(1) 植栽管理業務

ア 樹木、植え込み等の管理にあつては、利用者の安全を確保することはもとより、病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、もっとも適切な時期や方法を選び管理する。なお、樹木の伐採等やむを得ない場合は、市と協議し決定する。

イ 幼木等には八つ掛け支柱を設置するなど生育に配慮し、また、危険防止のために枯損木や枯れ枝は早期発見し、除去を行う。

ウ 草刈、抜根は、樹木、株物等を損傷しないよう、適切に行う。

エ 花壇等の管理は、草花が発育良好で病虫害に犯されていないものとし、施設の修景上適切な管理を行う。

(2) 芝生維持管理業務

ア 利用者が、快適にプレー出来るよう、良好な景観を維持し芝等の育成にも留意した管理を実施すること。

イ 芝生の刈り込みは、適時実施するものとし、必要に応じて、エアレーション、目土かけ、ブラッシング、補植、養生、かん水を行うこと。

ウ 業務を行う際は、樹木、施設等を傷つけないように注意して、刈り残しやムラが生じないように均一に刈り込み、あわせて雑草も除去し刈り草は放置せず速やかに回収をすること。

(3) 駐車場管理業務

駐車場及び駐輪場の管理を行うこと。各競技大会やイベント開催等により混雑が予想される場合、周辺道路への不法駐車を監視し、周辺住民に迷惑をかけることがないように十分配慮し、必要に応じて車両の誘導を行う。

(4) 危険防止のため、スズメバチなど蜂の巣撤去を適切に実施すること。

(5) 周辺住民と良好な関係を保てるよう、施設内の竹林、雑木林等の伐採を適宜行うこと。

3 備品等の管理

(1) 設備維持用消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な設備維持消耗品を適時購入し管理を行い、不具合の生じたものについては随時更新する。

(2) 備品

市の備品については、静岡市物品管理規則（平成 15 年静岡市規則第 51 号）及び関係例規に基づき適切に管理すること。

(3) A E D（自動体外式除細動器）について

A E Dの動作状況について、日常的に確認し記録すること。不具合を発見した場合は速やかに市及びA E D設置業者に連絡すること。

A E Dの消耗品は市が購入し提供するため、バッテリー、パッド等に不足が生じた場合は速やかに市に連絡すること。

4 その他施設の管理に関する留意事項

健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策に基づき、施設外敷地内に喫煙場所を設定しているが、本市は敷地内禁煙を推進していることから、今後、敷地内禁煙に向けて協議をしていく。

5 環境に対する取り組み

市の環境マネジメントシステムに基づき、環境改善活動に取り組んでいることから、環境負荷の低減対策を実行するなどの環境に配慮した施設管理を行うこと。

別紙3 施設保守管理等仕様書

委託業務概要（清水ナショナルトレーニングセンター）

① 『清水ナショナルトレーニングセンター警備業務』

1 基本事項

この業務は宿泊者滞在中及び午後 10 時以降においては、フロント業務の一部を代行する必要があるため、フロント業務部門及び施設運営管理総合部門との連絡調整を十分に行い、業務を遂行するとともに、常駐警備員は警備上及び防災上の知識についての研修を受け、非常時においても適切適格な対応ができる者とする。

また、非常時においては体力的な要件も業務遂行上必要であることから、業務に行く警備員は心身ともに健康な状態を維持しなければならず、当該警備員の心身に業務遂行上の問題が発生した場合は、清水ナショナルトレーニングセンターの業務を行ってはいけない。

2 体制及び業務内容

（1）人員体制について

夜間常駐警備員 1 人 午後 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで（管理室内ベッドでの 4 時間以内の仮眠を認める。）

状況等により警備員 1 人体制が不十分であると委託者が判断したときは、警備体制について、4 時間／日で 14 日間を限度として追加人員配備を行う。前述の業務量を超えるときは、別途受託者と協議するものとする。

（2）業務内容について

ア 夜間における電話対応及び宿泊者対応業務

夜間の 054-371-9000 への電話については、海外チーム、日本代表クラス等のキャンプなど、特別な場合を除いて、音声応答装置での対応とするが、専用携帯電話への問い合わせ等については常に対応ができる体制をとること。

イ 巡回警備業務

（ア）巡回の時間等について、委託者へ事前計画を提出し承認を得ること。

（イ）施設の開門、閉門等は委託者の指示した時間に従うこと。

ウ 機械警備管理業務

（ア）屋外芝グラウンド 2 面及び各ゲートに設置された赤外線センサーを活用した警備業務を行うこと（この赤外線センサーの修繕等は委託者の負担とする。）。

（イ）屋外に設置された警報システムに異常を感知した場合は、すみやかに現場の確認を行い必要な対応をとること。

エ 防災防犯業務

- (ア) 委託者及び公的機関が企画・実施する避難誘導訓練及び火災想定訓練等には必ず参加すること。
- (イ) 清水ナショナルトレーニングセンターの災害監視システムの操作手順等について熟知すること。

② 『清水ナショナルトレーニングセンター清掃業務』

1 基本事項

清水ナショナルトレーニングセンターにおける清掃業務については、将来への影響等も考慮し、施設の衛生及び美観を良好な状態に保つよう業務に当たること。

また、当該業務は宿泊施設のリネンサプライ等に係る業務から日常清掃・定期清掃までの多様に及ぶ業務であるとともに、清水ナショナルトレーニングセンターの対外的なイメージにも直結しうる業務であることから、利用者の立場に立ち誠意を持ってこの業務の遂行に当たること。

2 日常清掃業務等

(1) 人員について

専門知識を有するスタッフを配置し、的確かつ適正な業務遂行に必要な人員を配置すること。

(2) 業務内容

ア 日常清掃（営業日においては毎日実施する。）

（ア）玄関フロアー及び玄関周りの除塵及び拭きあげ清掃業務（午前9時までに完了）

（イ）階段及び階段付近の除塵及び拭きあげ清掃作業

（ウ）館内トイレの点検業務及び清掃業務

（エ）喫煙所の喫煙カウンター及び吸殻の廃棄及び清掃業務

（オ）アクア更衣室、アクアエントランス及びトイレの除塵及び拭きあげ清掃業務

（カ）ジムフロアーの除塵清掃作業

（キ）ジムエントランス、トイレ及び更衣室内の除塵及び拭きあげ清掃業務

（ク）屋外西トイレ及び北トイレの点検業務及び除塵又は拭きあげ清掃作業

イ 随時清掃業務（利用状況に応じ原則として利用の前後に実施する）

（ア）各会議室のフロアー及び備品類の除塵清掃業務

（イ）3階及び4階宿泊フロアーの除塵清掃作業

（ウ）ピッチロッカーの除塵及び拭きあげ清掃業務

（エ）チャイルドルームの除塵清掃業務

ウ 適時清掃業務（衛生及び美観を保つ為、委託者の指示又は受託者の判断にて実施する。）

（ア）アリーナシューズロッカー及び競技フロアーの除塵及び専用モップによる拭きあげ清掃業務

（イ）フィットネスフロアーの除塵及び専用モップによる拭きあげ清掃業務

エ マット清掃

（ア）エレベーター2基内専用マットの月2回以上のクリーニング処理業務

（イ）ピッチ側出入口等の委託者が指定した6箇所に配置する専用マットの月2回以上のク

リーニング業務

3 宿泊施設清掃業務

(1) 人員について

その都度の業務量に応じた人員体制による。

業務統括指示はフロント業務担当と調整し清掃常駐スタッフが実施する。

(2) 業務内容

ア 宿泊施設内ゴミ処理及び衛生管理業務

イ 宿泊施設内除塵清掃及びバス・トイレ関連の洗浄拭きあげ清掃業務

ウ リネンサプライ関連業務（宿泊時の指定された時間内の実施）

エ 配備タオル、浴室マット、寝具のリネン関連点検交換業務（寝具リース経費及びクリーニング経費は委託者が負担する。）

オ 宿泊室内備品類の点検清掃業務

カ 宿泊施設内の消耗品類（石鹸、シャンプー、リンス、歯ブラシ、メモ用紙等）の補充点検業務（消耗品類にかかる経費は委託者が負担する。）

キ 3階大風呂の洗浄清掃作業及び点検業務

ク 3階及び4階のランドリー室の除塵又は拭きあげ清掃業務

ケ 3階及び4階のランドリー機器に付属するフィルターの清掃業務

4 定期清掃業務

業務内容

(1) 1～4階ガラス洗浄清掃業務；年2回以上

(2) 長尺塩ビシート及び塩ビタイル使用フロアの洗浄作業及びワックス塗布業務
年3回以上

(3) 宿泊フロア通路等カーペットタイルのスチーム洗浄作業（約 1,500 m²）
年1回以上

(4) プールサイド及びプール槽内の磁気タイル面洗浄清掃業務
年1回

5 塵芥収集処理業務

業務内容

(1) 清水ナショナルトレーニングセンターの運営に伴い排出される廃棄物の週2回以上の収集
処理業務

(2) 廃棄物収集場所の害虫駆除等衛生管理業務

③ 『清水ナショナルトレーニングセンター消防設備保守点検業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 業務内容

- (1) 自動火災報知設備点検業務（2回/年）
- (2) 自動消火設備点検業務（2回/年）
- (3) 非常用放送及び非常用照明設備点検業務（2回/年）
- (4) 排煙設備及び防火設備等点検業務（2回/年）
- (5) 屋内消火栓設備点検業務（2回/年）
- (6) その他誘導灯、消火器等法令を遵守した点検業務及び必要とされる点検業務

④ 『清水ナショナルトレーニングセンター 自動開閉装置保守点検業務』

1 本件保守点検業務は、清水ナショナルトレーニングセンターに設置された玄関自動開閉装置の円滑な運転管理を行うため、定期的に整備・点検を実施して、装置を常に良好な状態に保つことをもって、その目的とする。

2 保守点検箇所

- (1) 自動開閉装置本体
- (2) 自動開閉装置モーター装置
- (3) 自動開閉装置コントローラー装置
- (4) 自動開閉装置ハンガーレール装置
- (5) 自動開閉装置操作スイッチ
- (6) 自動開閉装置電子ロック装置
- (7) その他技術サービス員が必要と判断する箇所

3 点検内容

- (1) 定期の保守点検は、6 か月に 1 回（年 2 回）実施するものとする。
- (2) 装置の不良等の理由により、委託者が連絡したときには、直ちに技術員を派遣して修理点検等必要な措置を執るものとする。
- (3) 本件対象設備機器について、部品の取替あるいは改修工事を必要とすることとなった場合には、受託者は委託者と協議のうえ、これを実施するものとする。
なお、この部品の取替あるいは改修工事に伴う経費については、別途とする。

4 報告書の提出

本件保守点検業務を実施したときは、その内容につき、報告書を提出するものとする。

5 協議

この仕様書に明示されていない事項については、委託者・受託者双方が協議の上、これを決する。この仕様書に明示されている事項であっても、その内容あるいは解釈につき疑義があるときは、同様とする。

⑤ 『清水ナショナルトレーニングセンター昇降機保守点検業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 業務内容

(1) エレベーター設備 2 基の保守点検業務（保守点検 1 回/月、法定点検 1 回/年）

(2) エレベーターについては非常時対応として、エレベーター内部と専門業者との専用回線を確保した維持管理を行うこと。

⑥ 『清水ナショナルトレーニングセンター空調設備保守管理業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 業務内容

- (1) 冷暖房切替点検業務（切替時期は委託者の指示による。）
- (2) 空調設備フィルター交換業務（1回/年）及び清掃（適時）
- (3) その他法令を遵守した点検業務及び必要とされる点検業務

⑦ 『清水ナショナルトレーニングセンター電気設備保守管理業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 体制及び業務内容

(1) 人員について

専門知識を有するスタッフを配置し、円滑な業務遂行に必要な人員を配置すること。

ア 1人以上は特定建築物環境衛生管理技術者であること。

イ 一般営業時間中は必ず1人以上を配置すること。

また、営業開始までに各設備の運転を行い、午前9時の営業開始に備えること。基本的な営業時間は午前9時から午後9時とするが、他の業務との調整もしくは利用者との利用調整によっては、時間の変更が生じるものとする。この場合は、変更の可能性が生じ次第協議を行い、受託者は労務管理上の問題等が発生しない場合は、全面的にこれに協力すること。

(2) 業務内容

ア 電気主任技術者による受変電設備月次点検及び年次点検

イ 自家発電設備月次点検業務（燃料の補給については委託者が負担する。）

ウ 蓄電池設備定期点検；2回/年（触媒栓の定期交換等は委託者が負担する。）

エ その他法令を遵守した点検業務及び必要とされる点検業務

オ 照明電球類については不点箇所が生じ次第交換する（電球類は委託者が負担するが、予備品等の在庫管理は受託者が行うこと。）。

⑧ 『清水ナショナルトレーニングセンター周辺樹木等維持管理業務』

1 実施箇所

静岡市清水区山切 1487-1

清水ナショナルトレーニングセンター

2 業務の仕様

- (1) 当該敷地内に植栽されている樹木の剪定、病虫害防除、及び除草業務を本仕様書に基づき実施するとともに、近隣の病虫害発生状況の情報提供、及び台風等の災害時の緊急的な対応を含む総合的な樹木の管理を行うものである。
- (2) 災害等の災害により樹木の倒木等の被害が発生し、利用者の安全確保の必要が生じた場合は、委託者の指示により受託者は専門的知識により早急にその対策等を提案し対応をとる。これに伴う経費の発生については、委託者と受託者で本仕様の変更を含め別途協議するものとする。
- (3) 受託者は以下の(4)から(6)で定める業務の実施のほか、施設内の樹木の生育状況等の把握に努め、異常を察した時は直ちに委託者へ報告しなければならない。
- (4) 剪定、刈り込み、及び除草の実施対象樹木は下記のとおりとする。該当敷地内に下記を超える対象樹木がある場合は、委託者の指示により作業対象樹木を決定する。

対象樹木	数 量	備 考
高木剪定（幹周＜60cm・冬季）	120 本	全体の約 38%、委託者の指示による。
生垣剪定	1,500 m ²	全体の約 50%、委託者の指示による。
除草（刈り取り）	1,200 m ²	2回／年実施、委託者の指示による。

3 病虫害防除の薬剤散布実施樹木は下記のとおりとし、年2回実施する。

対象樹木	数 量	備 考
高木（幹周＜60cm）	300 本	左記の数量は2回分の合計
生垣	3,000 m ²	左記の数量は2回分の合計
寄植	2,400 m ²	左記の数量は2回分の合計

- (1) 施肥を実施する対象樹木は下記のとおりとする。

対象樹木	数 量	備 考
高木	150 本	委託者の指示による。

- (2) 各業務実施前に受託者は委託者に対象樹木の確認を行うこと。
- (3) 各業務の実施時期及び時間帯は、委託者の指示に従い実施すること。
- (4) 各業務の実施に伴い発生する廃棄物等は、受託者の責任で適法に処分すること。
- (5) 日常的な樹木管理について、委託者の依頼により専門的な知識をもって助言を行い、誠意を持って施設の景観維持と良好な環境づくりに協力すること。
- (6) 受託者は、この仕様書に基づく業務内容について気象状況等を踏まえ委託者と十分な連絡調整を図り、実施内容の変更を協議することができる。

⑨ 『清水ナショナルトレーニングセンター芝刈等維持管理業務』

1 基本事項

芝の管理については、スポーツターフの維持管理の専門的な知識を有するものが常駐体制でこれを行い、常に芝生の状態を的確に把握・管理し、計画性を持って芝刈、集草、除草、散水、消毒、殺菌、施肥、エアレーション、目土散布、ライン引き及びライン消去等良好な芝生育成に必要な業務を実施する。

- (1) 芝生グラウンド2面を、ティフトンをベースとした、冬芝オーバーシード工法による常緑の芝生とし、利用に際しては競技に適した芝生グラウンドの状態を利用に供さなければならない。
- (2) 芝生の管理レベルは、プロサッカーレベルのキャンプ利用において支障のないレベルを維持しなければならない。
- (3) 夏芝と冬芝の切替養生については、2面同時にこの期間が重ならないよう可能な範囲で調整すること。
- (4) 業務実施においては、清水ナショナルトレーニングセンターに配備される市所有の芝管理機材、機械設備を使用できるが、その維持管理及び整備等は委託者が行う。

2 業務内容

												A= 18,757㎡			
番号	項目	延面積	年間回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	芝刈工S	1,500,560	80	7	8	8	11	12	8	5	5	4	3	3	6
2	芝刈工W	0	0												
3	芝刈工RS	0	0												
4	芝刈工RW	0	0												
5	サッチング	37,514	2		1					1					
6	ブラッシング	75,028	4		1	1	1		1						
7	転圧工	75,028	4		1	1	1		1						
8	肥料散布A(A・M)	93,785	5		1		1		1	1					1
9	肥料散布B(A1)	56,271	3			1			1		1				
10	肥料散布C(Fe+)	18,757	1					1							
11	肥料散布D(Green・M)	18,757	1					1							
12	サッチ分解材散布	18,757	1			1									
13	土壌改良A	18,757	1							1					
14	肥料散布F	0	0												
15	殺菌・殺虫剤・液肥	56,271	3		1		1		1						
16	蒸散抑制剤	0	0												
17	殺虫剤散布	37,514	2		1	1									
18	目土A	75,028	4		1	1			1	1					
19	目土B	0	0												
20	エアレーションS	18,757	1			1									
21	エアレーションC	37,514	2		1					1					
22	バーチカルカットA	18,757	1			1									
23	バーチカルカットB	18,757	1		1										
24	エッジカット	18,757	1				1								
25	オーバーシード工	18,757	1							1					
26	トラジッション(除草剤)	18,757	1		1										
27	ディボット補修J	0	0												
28	ディボット補修A	0	0												
29	ディボット補修B	750,280	40	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	4
30	芝補植(ホークター)	2,900	0												
31	散水A(固定レインガン)	0	0												
32	散水B(自動散水)	0	0												
33	散水C(移動式レインガン)	1,500,560	80	6	8	6	8	12	10	8	4	4	4	4	6
34	シート養生	37,514	2										1	1	
35	ゴール設置撤去(差込式)	0	0												
36	ライン引きA	562,710	30	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	4
37	ライン引きB	562,710	30	2	2	2	4	4	2	2	2	2	2	2	4

⑩ 『清水ナショナルトレーニングセンター環境衛生管理業務』

1 基本事項

施設設備の衛生管理については関係法令を遵守するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図ること。

また、衛生管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、設備管理部門の常駐従事者との連絡調整を密に行い、効率的かつ円滑な業務遂行に努めること。

2 業務内容

(1) 空気環境測定

清水ナショナルトレーニングセンター館内の全体を網羅するポイント(8ポイントを予定)にて6回/年実施

(2) 簡易水道水水質検査

15項目検査を4回/年実施、11項目検査を2回/年実施及び報告業務

(3) 害虫駆除

ア 全館害虫駆除消毒2回/年実施 ※実施時期に当たっては、委託者の指示による。

イ 2階厨房等における害虫状況調査を1回/月実施

(4) 浄化槽の保護を目的としたレストラン厨房排水経路の油分対策業務

ア 厨房グリーストラップ清掃4回/年

イ 厨房排水管高圧洗浄2回/年 ※実施時期については委託者の指示による。

(5) 浄化槽維持管理業務

対象 ウェイトリフティング練習場 合併処理浄化槽 10人槽

管理棟西側単独処理浄化槽 単独処理浄化槽 5人槽

ア 浄化槽法定点検1回/月

イ 浄化槽内汚泥引き抜き清掃4回/年

ウ 上記の作業実施に際しては、浄化槽の設置された駐車場内の安全確保に十分注意すること。

⑪ 『清水ナショナルトレーニングセンター貯湯槽保守管理業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 業務内容

- (1) 洗浄消毒業務 2 回／年（排水作業から水張り作業までを含む。）
- (2) 洗浄消毒作業による錆の混入に注意し、対策をとること。
- (3) その他法令を遵守した点検業務

⑫ 『清水ナショナルトレーニングセンタープール設備保守点検業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 業務内容

- (1) メインプール年次点検業務
- (2) 濾過装置の日常点検及び年次点検業務
- (3) 残留塩素計による濃度確認業務及び滅菌機の維持管理業務
- (4) 滅菌機タンクへの次亜塩素酸ソーダの補充及び発注業務（次亜塩素酸ソーダは委託者が負担するが、在庫の管理は受託者が行うこと。）
- (5) 紫外線ランプ点検及び交換業務
- (6) 給湯ボイラー点検業務等維持管理及びボイラーソルト投入業務（ボイラーソルトは委託者が負担するが、在庫管理は受託者が行うこと。）
- (7) その他電気ボイラー、ポンプ等の外観及び作動音による日常点検業務

⑬ 『清水ナショナルトレーニングセンターLPGバルクシステム保守点検業務』

1 基本事項

施設設備の管理業務については関係法令を遵守し適正に管理運転するとともに、法改正や行政からの通知・通達等の情報に留意し、業務に関する知識の向上を常に心がけ、必要に応じ委託者との連絡調整を図り業務を遂行すること。特に設備運転管理においては、常駐方法による施設管理の利点を十分に生かし、巡回業務を適時行い、管理日誌を作成し細かな施設管理を行うとともに、委託された期間のみでなく将来的な視点に立った最善の維持管理を目標にその業務に当たること。

また、管理業務の遂行に当たっては利用者の安全性を第一に考え、故障・事故等の未然防止を基本として業務に当たるとともに、台風等の悪天候時等には可能な限り早急に外観点検を実施する等の常駐体制の利点を十分に生かした柔軟且つ効果的な管理業務に努め、業務範囲外であっても施設等の状態に異常・危険を察知した場合は、直ちに委託者に報告すること。

2 業務内容

メーカー作成の日常点検仕様に基づくアロライザー点検業務

⑭ 『清水ナショナルトレーニングセンター情報システム保守点検業務』

1 保守対象物件

「別記 1 ; 保守対象物件」記載のハード及びソフトウェアとする。

2 保守範囲

- (1) 前項の対象物件の故障修理
- (2) 不具合の原因究明及び対象物件の良否判定
- (3) ソフトウェア操作等の業務ヘルプデスク対応

3 保守作業対応時間

- (1) ソフトウェア（ホテルシステム）

ホテルシステムの操作方法・運用に対する問い合わせ、及びこれに伴うリモートメンテナンスによるシステム不具合の修正については 24 時間体制で対応する。

- (2) ソフトウェア（POS システム）

レストランで使用する POS システムの操作方法・運用に対する問い合わせ、及び電話・FAX での指示による不具合の修正については、午前 8 時から午後 10 時までの受付体制で対応する。

- (3) ハードウェア

ハードウェアの不具合については、人材の派遣により土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の時間内で復旧対応する。

4 負担区分

以下の事項については、受託者が行う当該業務から除外し、受託者の負担とする。

- (1) トナー等の消耗品の供給については、委託者に負担とする。
- (2) 委託者が受託者の指示に反した等、委託者の過失に起因する故障対応については、当該業務とは別に委託者がこれを負担する。
- (3) 停電を含む災害等による対象物件の故障対応・機能復旧業務については、委託者が負担する。
- (4) 対象物件の委託者による改造に起因する故障対応は、委託者が負担する。
- (5) 必要に応じソフトウェアのバージョンアップを委託者が必要とするときは、別途委託者の費用によりこれを行う。
- (6) リモートメンテナンスでの不具合修正が不可能なソフトウェア修理、及び保守作業時間外の緊急なハードウェア修理については、委託者に指示で別途経費にて人材派遣及び復旧作業を行う。

5 支払方法

契約に基づく月毎の適法な請求により、その請求があったときから 30 日以内に指定された口座に支払う。

6 その他

当該業務の実施に伴い判明した、施設管理において必要な当該設備機器に関する情報について、受託者は的確に委託者へ報告し、専門的知識により将来的な観点を含め安全な施設管理を目指した当該機器の保守業務を行う。

別記1

システム名：清水ナショナルトレーニングセンターホテル情報システム

保守対象物件（現行物件はリース契約によるもので、引継ぎは可とする。）

★ハードウェア（ホテルシステム）

No	物品項目	品 名	メーカ	個数
1	業務サーバー	ML350 G6 Xeon E5620 P410i/ZMタワー	H P	1
		HP 2GB 2Rx8 PC3-1060R-9 メモリキット		3
		HP Smartアレイ 512MB BBWCキット		1
		300GB 15krpm ホットフランク2.5型6G SAS HD		1
		パワーサプライオフションキット（460W）		1
		Smart-UPS 1500	APC	1
2	業務パソコン	6000 Pro SF Desktop PC CE3300	H P	5
3	POS	All-in-one Touch-PC(15 インチ) 黒	セラシステム	1
		POS コントローラ		1
		RS ケーブル (L)		1
		POS キーボード (84 キー)		1
		サーマルレシートプリンタ (80mm)		1
		レシートプリンタケーブル		1
		ドロア M (標準)		1
		バーコードスキャナ		1
		小型材料金表示機 (スタンド型)		1
4	プリンター	IPSio NX96e モノクロレーザープリンター	リコー	1
		IPSio NX760 モノクロレーザープリンター		1

★ハードウェア（LANネットワーク）

No	物品項目	品 名	メーカ	個数
1	ルーター	RTX1200	ヤマハ	1
2	SWHUB	CentreCOM FS808M	アライトテリス	2
		CentreCOM FS816M	アライトテリス	3

★ソフトウェア

No	物品項目	品 名	メーカ	個数
1	業務ソフトウェア	ストーリーホテルストーリー旅館 Conseil	新南	1 式
2	業務サーバー	TRSL ウィルスバスターCorp. Client/ServerSuite	トレントマイクロ	1
3	POS	レジノートプロぐるめ	セラシステム	1

⑮ 『清水ナショナルトレーニングセンターウェルネスシステム保守点検業務』

1 保守対象物件

清水ナショナルトレーニングセンター内テクノジムシステム

【ウェルネスシステム Ver. 4 ソフトウェア 1 式、ウェルネスエキスパート(サーバー) 1 基、ウェルネスエキスパート(クライアント) 1 基、データインターフェース 1 基、ポータブル T G S キー読み取り機 1 台】

2 保守範囲

施設における利用に関した不具合の発生時において、委託者の依頼により速やかに障害箇所の復旧を行い、委託者が当該システムを活用した円滑な営業ができるよう適正な機能・性能を維持する。

また、委託者との連絡を密に行い、将来的な機器の状況把握に努め不具合箇所発生の未然防止に努める。

3 負担の区分

次の作業は当該業務から除外する。

- (1) 当該システム及び関連機器の移動又は立会い業務
- (2) 当該システムの改造
- (3) 日常点検・清掃及び運転
- (4) 関連消耗品の供給
- (5) 停電を含む天災による障害復旧
- (6) 受託者の指示に反した委託者の行為に起因する故障

4 支払方法

契約に基づく月毎の適法な請求により、その請求があったときから 30 日以内に指定された口座に支払う。

5 その他

- (1) 当該業務の実施に伴い判明した、施設管理において必要な当該設備機器の情報については、受託者は的確に委託者へ報告し、将来的な観点を含め安全な施設管理を目指した当該機器の保守業務を行う。
- (2) ハードウェアにおいて動作不安定等の老朽化に起因する現象が頻発する状況に至ったときは、受託者はその老朽化に伴い交換すべき機器を専門的知識により委託者に提案する。
- (3) 当該システムが更新される等、当該機器に変更が生じたときは、契約期間の途中であっても契約を解除し月割りでの委託料算出を行う。

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

- 1 指定管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい等の禁止)

- 2 指定管理者は、業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 指定管理者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 指定管理者は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 指定管理者は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 指定管理者は、業務の実施に当たり市から提供され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取扱い)

- 9 指定管理者は、市の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、指定管理者は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを市に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 指定管理者は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 個人情報画像 防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 市長その他の市の執行機関、公営企業管理者、消防長及び市議会のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

(委託に伴う措置)

第3条 実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。以下同じ。)を行うに当たっては、個人情報画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の設置場所)

第4条 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するものとする。

(防犯カメラ等の設置の表示)

第5条 実施機関は、防犯カメラ等の撮影対象区域内外の見やすい場所に、防犯カメラ等を設置している旨並びに第7条に規定する防犯カメラ等管理責任者及びその連絡先を容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び録画装置の設置場所)

第6条 実施機関は、防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者が見通すことのできない場所に設置するものとする。

(管理責任者の設置等)

第7条 実施機関は、個人情報画像の適正な取得及び安全管理を図るため、防犯カメラ等の撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置の操作者の指定)

第8条 防犯カメラ等の画像表示装置及び録画装置は、管理責任者がその操作を行う者として指定した者以外の者は、その操作を行うことができない。

(個人情報画像の保存等)

第9条 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

2 防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならない。

3 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を防犯カメラ等の画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない。

4 個人情報画像の保存期間は、原則として2週間以内の必要最小限度の期間とする。ただし、これにより難い事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

5 保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実に速やかに消去するものとする。

6 記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、破砕等の措置を講じるものとする。

(苦情の処理)

第10条 実施機関は、個人情報画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙5 市と指定管理者のリスク分担表

種類	内容	負担	
		市	指定 管理者
法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更	協議事項	
	法人税・法人市民税率等の変更		○
	事業所税率等の変更	協議事項	
	それ以外で管理運営に影響するもの	協議事項	
許認可	市が取得すべき許認可等の遅延・失効など	○	
	指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外の事項	○	
運営リスク	市の管理上の責めによる施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	○	
	市の管理上の責めによらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	協議事項	
事業中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
政治・行政的理由による事業変更	政治的・行政的理由により、施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議事項	
再委託管理	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的、人為的な現象）による施設・設備の復旧費用及び業務履行不能	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設・設備物品等の損傷	指定管理者の故意または重大な過失によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（1施設につき50万円以下の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（上記以外）	協議事項	

セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中で業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市（社会共有資産利活用推進課・財政課）

令和8年2月

目次

1	趣旨	2
2	概要	2
3	賃金水準の変動に伴うスライド	3
4	物価水準の変動に伴うスライド	5
5	制度運用スケジュール	6
6	その他の取扱い	7
	(様式1) 指定管理料スライド制度に係る変動率の確定通知.....	8
	(様式2-1) 指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知(適用あり)	9
	(様式2-2) 指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知(適用なし)	11
	(様式3) 指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書.....	12

1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」（以下「スライド制度」という。）を導入する。

2 概要

（１） 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額（以下「基準額」とする。）を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

（２） 対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

（３） 適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

（４） 賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

①賃金水準

常勤職員の人件費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した年間の給与額

臨時職員の人件費 … 毎年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される静岡県最低賃金

②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の「企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）」

（５） 賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

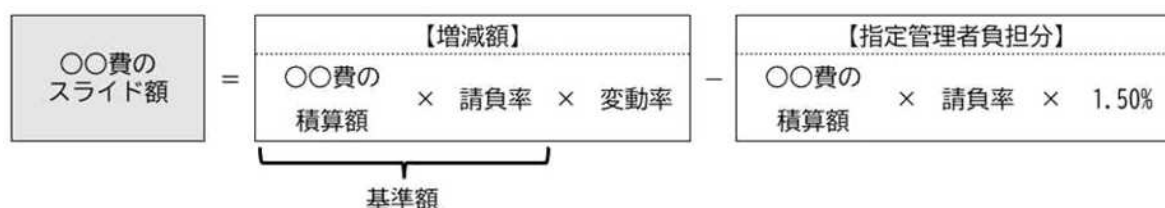
指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」（基準額）に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。（賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。）

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

<イメージ>



3 賃金水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①常勤職員の人件費

常勤の職員（常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む）の人件費として積算した給料、期末勤勉手当及び法定福利費

②臨時職員の人件費

①以外の職員（パートタイム等の臨時職員）の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定福利費

③ 人件費に連動する管理費

①及び②に経費率10.0%を乗じて算出した管理費

(2) 変動率の算出方法

①常勤職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}} - 1 = \text{変動率}$$

②臨時職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<人件費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned}
 \text{A 常勤職員人件費増減額} &= \text{a 常勤職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度(R7)の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度(R6)の民間給与実態調査の額}} - 1 \right) \\
 \text{B 臨時職員人件費増減額} &= \text{b 臨時職員人件費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度(R7)の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度(R6)の静岡県最低賃金}} - 1 \right) \\
 \text{人件費のスライド額} &= (\text{A 常勤職員人件費増減額} + \text{B 臨時職員人件費増減額}) - \text{人件費(a+b)の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{aligned}$$

<人件費に連動する管理費のスライド額>

$$\text{管理費のスライド額} = \text{人件費のスライド額} \times 10.0\% (\text{経費率})$$

<制度運用イメージ>



4 物価水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①事業費

事業費として積算したすべての経費

②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。

③ 事業費・施設費に連動する管理雑費

①及び②に経費率 1.0% を乗じて算出する管理雑費

(2) 変動率の算出方法

①事業費

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

②施設費（光熱水費及び燃料費を除く）

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

<事業費・施設費のスライド額> ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned} \text{事業費のスライド額} &= \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \\ \text{施設費のスライド額} &= \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度（R7）の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度（R6）の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\% \end{aligned}$$

<事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額>

$$\text{管理雑費のスライド額} = \left(\text{事業費のスライド額} + \text{施設費のスライド額} \right) \times 1.0\% \text{（経費率）}$$

5 制度運用スケジュール

			静岡市	指定管理者
指定 期間 開始前	募集実施時		・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集	
	年度協定締結時		・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結	
指定 期間中	計算を行う年度	9～10月頃	・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知（様式1） ・翌年度のスライド額を算出し、スライド額が生じる場合は翌年度の指定管理料に反映	・通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討
		1月頃	・指定管理者に翌年度のスライド額を通知（様式2）	
	2年目以降	4月	・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結	
		随時	・モニタリング等の機会に賃上げ等の実施状況を確認	・年度終了後、反映状況に関する報告書（様式3）を市へ提出

（1）指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

（2）指定期間中

① 計算を行う年度

- ア 市（財政課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、市（施設所管課）は、算出された変動率を指定管理者に通知する（様式1）。
- イ 市（施設所管課）は、翌年度のスライド額を算出し、スライド額が生じる場合は翌年度の指定管理料に反映する。
- ウ 市（施設所管課）は、スライド額の確定後、指定管理者にスライド額を通知する（様式2）。
- エ 指定管理者は、各通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

② 指定期間2年目以降

- ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。
- イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式3）」を市（施設所管課）へ提出する。
- ウ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

※②イ、ウの対応は、賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合のみ

6 その他の取扱い

(1) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

(2) PFI 法に基づく指定管理施設

PFI 法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

(指定管理者) 様

静岡市長 〇 〇 〇 〇

(〇 〇 局 〇 〇 〇 課)

指定管理料スライド制度に係る変動率の確定通知

指定管理料スライド制度に係る〇年度の賃金水準及び物価水準の変動率について、次のとおり確定しましたので、通知します。

記

1 対象施設及び指定管理料積算年度

施設名	指定管理料積算年度
〇〇〇〇	△年度

2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

(1) 賃金水準

指標	△年度	〇年度	変動率 (△年度基準)
民間給与実態調査から算出した年間の給与額	〇〇円	〇〇円	〇.〇〇%
静岡県最低賃金	〇〇円	〇〇円	〇.〇〇%

(2) 物価水準

指標	△年度	〇年度	変動率 (△年度基準)
企業向けサービス価格指数の総平均 (除く国際運輸)	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇%

3 その他

- (1) 各変動率を基に、今後、〇+1年度の指定管理料スライド額を算出します。なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、算出の結果、スライド額が適用されない場合があります。
- (2) 賃金水準の変動につきましては、職員の人件費への適切な反映等をご検討いただきますようお願いいたします。

【担当】〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇
電 話：
メー ル：

様式2-1（適用あり）

00静〇〇〇第 号

年 月 日

（指定管理者）様

静岡市長 〇 〇 〇 〇

（ 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 ）

指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知

指定管理料スライド制度に基づく〇+1年度の指定管理料スライド額について、次のとおり確定しましたので、通知します。

記

1 対象施設及び指定管理料積算年度

施設名	指定管理料積算年度
〇〇〇〇	△年度

2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

（1）賃金水準

指標	変動率（△年度基準）
民間給与実態調査から算出した年間の給与額	〇.〇〇%
静岡県最低賃金	〇.〇〇%

（2）物価水準

指標	変動率（△年度基準）
企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）	〇.〇〇%

3 〇+1年度の指定管理料スライド額

〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

4 算出根拠

別添「指定管理料スライド額計算シート」のとおり

5 その他

- (1) 賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合は、職員の人件費への適切な反映等をご検討ください。
- (2) 賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合は、スライド額の適用年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出してください。
- モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認させていただきます。
- (3) 算出したスライド額は、適用年度の指定管理料に反映します。ただし、予算の議決により変更となる場合があります。

<p>【担当】 ○○局○○課○○係 担当：○○</p> <p>電 話：</p> <p>メー ル：</p>
--

様式2-2（適用なし）

00静〇〇〇第 号

年 月 日

（指定管理者）様

静岡市長 〇 〇 〇 〇

（ 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 ）

指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知

指定管理料スライド制度に基づく〇+1年度の指定管理料スライド額について、次のとおり確定しましたので、通知します。

記

1 対象施設及び指定管理料積算年度

施設名	指定管理料積算年度
〇〇〇〇	△年度

2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

（1）賃金水準

指標	変動率（△年度基準）
民間給与実態調査から算出した年間の給与額	〇.〇〇%
静岡県最低賃金	〇.〇〇%

（2）物価水準

指標	変動率（△年度基準）
企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）	〇.〇〇%

3 〇+1年度の指定管理料スライド額

0円（算出した結果、各経費の基準額の±1.5%を超えないため）

4 算出根拠

別添「指定管理料スライド額計算シート」のとおり

【担当】〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇

電 話：

メー ル：

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

※賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合のみ提出

1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日～ 年 月 日（指定期間 年目）
指定管理者名	

2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

☐ ①職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

☐ ②職員の人件費に反映していない

反映していない理由

3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

--

様式1

00静〇〇〇第 号
年 月 日

(指定管理者)様

静岡市長 〇 〇 〇 〇
(〇 〇 局 〇 〇 〇 課)

指定管理料スライド制度に係る変動率の確定通知

指定管理料スライド制度に係る〇年度の賃金水準及び物価水準の変動率について、次のとおり確定しましたので、通知します。

記

1 対象施設及び指定管理料積算年度

施設名	指定管理料積算年度
〇〇〇〇	△年度

2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

(1) 賃金水準

指標	△年度	〇年度	変動率(△年度基準)
民間給与実態調査から算出した年間の給与額	〇〇円	〇〇円	〇.〇〇%
静岡県最低賃金	〇〇円	〇〇円	〇.〇〇%

(2) 物価水準

指標	△年度	〇年度	変動率(△年度基準)
企業向けサービス価格指数の総平均(除く国際運輸)	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇%

3 その他

- (1) 各変動率を基に、今後、〇+1年度の指定管理料スライド額を算出します。なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、算出の結果、スライド額が適用されない場合があります。
- (2) 賃金水準の変動につきましては、職員の人件費への適切な反映等をご検討いただきますようお願いいたします。

【担当】〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇
電 話：
メー ル：

様式2-1（適用あり）

00静〇〇〇第 号
年 月 日

（指定管理者）様

静岡市長 〇 〇 〇 〇
（ 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 ）

指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知

指定管理料スライド制度に基づく〇+1年度の指定管理料スライド額について、次のとおり確定しましたので、通知します。

記

1 対象施設及び指定管理料積算年度

施設名	指定管理料積算年度
〇〇〇〇	△年度

2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

（1）賃金水準

指標	変動率（△年度基準）
民間給与実態調査から算出した年間の給与額	〇.〇〇%
静岡県最低賃金	〇.〇〇%

（2）物価水準

指標	変動率（△年度基準）
企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）	〇.〇〇%

3 〇+1年度の指定管理料スライド額

〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）

4 算出根拠

別添「指定管理料スライド額計算シート」のとおり

5 その他

(1) 賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合は、職員の人件費への適切な反映等をご検討ください。

(2) 賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合は、スライド額の適用年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出してください。

モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認させていただきます。

(3) 算出したスライド額は、適用年度の指定管理料に反映します。ただし、予算の議決により変更となる場合があります。

【担当】〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇 電 話： メー ル：

様式2-2（適用なし）

00 静〇〇〇第 号
年 月 日

（指定管理者）様

静岡市長 〇 〇 〇 〇
（ 〇 〇 局 〇 〇 〇 課 ）

指定管理料スライド制度に基づく指定管理料スライド額の確定通知

指定管理料スライド制度に基づく〇+1年度の指定管理料スライド額について、次のとおり
確定しましたので、通知します。

記

1 対象施設及び指定管理料積算年度

施設名	指定管理料積算年度
〇〇〇〇	△年度

2 〇年度に公表された賃金水準及び物価水準の変動率

（1）賃金水準

指標	変動率（△年度基準）
民間給与実態調査から算出した年間の給与額	〇.〇〇%
静岡県最低賃金	〇.〇〇%

（2）物価水準

指標	変動率（△年度基準）
企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）	〇.〇〇%

3 〇+1年度の指定管理料スライド額

0円（算出した結果、各経費の基準額の±1.5%を超えないため）

4 算出根拠

別添「指定管理料スライド額計算シート」のとおり

【担当】〇〇局〇〇課〇〇係 担当：〇〇
電 話：
メー ル：

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

※賃金水準の変動に伴うスライド額が適用された場合のみ提出

1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日～ 年 月 日（指定期間 年目）
指定管理者名	

2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

☐ ①職員の人件費に反映した

具体的な反映内容

☐ ②職員の人件費に反映していない

反映していない理由

3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見

--

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{指定管理料} & : & \text{指定管理料 提案額} & \div & \text{指定管理料 上限額} \\ \hline \text{請負率} & & & & \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{常勤職員人件費の} & : & \frac{\text{前年度(n-1)の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の民間給与実態調査の額}} & - & 1 & = \\ \hline \text{変動率} & & & & & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{A 常勤職員人件費} & : & a & \times & \frac{\text{常勤職員人件費の積算額}}{\#DIV/0!} & \times & \frac{\text{変動率}}{\#DIV/0!} \\ \hline \text{増減額} & & & & & & = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{臨時職員人件費の} & : & \frac{\text{前年度(n-1)の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} & - & 1 & = \\ \hline \text{変動率} & & & & & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{B 臨時職員人件費} & : & b & \times & \frac{\text{臨時職員人件費の積算額}}{\#DIV/0!} & \times & \frac{\text{変動率}}{\#DIV/0!} \\ \hline \text{増減額} & & & & & & = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{指定管理者} & : & (& a & \times & \frac{\text{常勤職員人件費の積算額} \times \text{請負率}}{\#DIV/0!} & + & b & \times & \frac{\text{臨時職員人件費の積算額} \times \text{請負率}}{\#DIV/0!} &) & \times & 1.50\% & = & c & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \text{負担額} & & & & & & & & & & & & & & \\ \hline \end{array}$$

→ ± $\begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$ 円 までは指定管理者の負担とする。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{人件費の} & : & A & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} & + & B & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \text{増減額} & & & & & & = \begin{array}{|c|} \hline C & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

→ 人件費の増減額（C）と指定管理者負担額（c）を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○人件費の増減額（C）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{人件費の} & : & C & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} & - & \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者負担額} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \text{スライド額} & & & & & = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

※管理費の計算シートへの入力数値

●人件費の増減額（C）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \text{人件費の} & : & C & \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} & + & \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者負担額} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \text{スライド額} & & & & & = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

※管理費の計算シートへの入力数値

別紙7-2

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料} \\ \hline \text{請負率} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 提案額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 上限額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{変動率} \\ \hline \end{array} : \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}} - 1 = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{増減額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の積算額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{変動率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者} \\ \hline \text{負担額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の積算額} \times \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times 1.50\% = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 事業費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○事業費の増減額（A）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理雑費の計算シートへの入力数値

○事業費の増減額（A）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理雑費の計算シートへの入力数値

別紙7-3

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料} \\ \hline \text{請負率} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 提案額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料 上限額} \\ \hline 0 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{変動率} \\ \hline \end{array} : \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度(n-1)の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数} \\ \hline \end{array}} - 1 = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{増減額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の積算額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{変動率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{指定管理者} \\ \hline \text{負担額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の積算額} \times \text{請負率} \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} \times 1.50\% = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

→ ± #DIV/0! 円までは指定管理者の負担とする。

→ 施設費の増減額（A）と指定管理者負担額を比較し、増減額が負担額の範囲内である場合、スライド額は0円となる。
増減額が負担額の範囲を超える場合、下記計算式により算出される額がスライド額となる。

○施設費の増減額（A）がプラスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理雑費の計算シートへの入力数値

○施設費の増減額（A）がマイナスの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{施設費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline A \\ \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \#DIV/0! \\ \hline \end{array}$$

※管理雑費の計算シートへの入力数値

別紙 7-4

【計算シート（n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \begin{array}{|c|} \hline \text{人件費スライド額} \\ \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 10.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{管理雑費の} \\ \hline \text{スライド額} \\ \hline \end{array} : \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業費スライド額} \\ \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施設費スライド額} \\ \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{経費率} \\ \hline 1.0\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{\#DIV/0!} \\ \hline \end{array}$$

別紙7-5

【合計（令和n年度の指定管理料スライド額）】

金額単位：円

1 人件費のスライド額

#DIV/0!

2 事業費のスライド額

#DIV/0!

3 施設費のスライド額

#DIV/0!

4 管理費のスライド額

#DIV/0!

5 管理雑費のスライド額

#DIV/0!

●スライド額合計

#DIV/0!

キャッシュレス手数料等報告書

(様式)

施 設 名		所管課名	
-------	--	------	--

指定管理者		指定管理形態	
-------	--	--------	--

1 決済端末使用料

経費負担の有無	端末導入月	金額
有	令和 年 月	

2 決済手数料

発生月	内訳	金額
令和●年 4月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 5月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 6月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 7月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 8月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 9月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 10月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 11月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 12月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 1月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 2月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年 3月	0 件 別紙のとおり	0
令和●年度における決済手数料合計		0

3 負担額

負担額(A + B)	0円
--------------	----

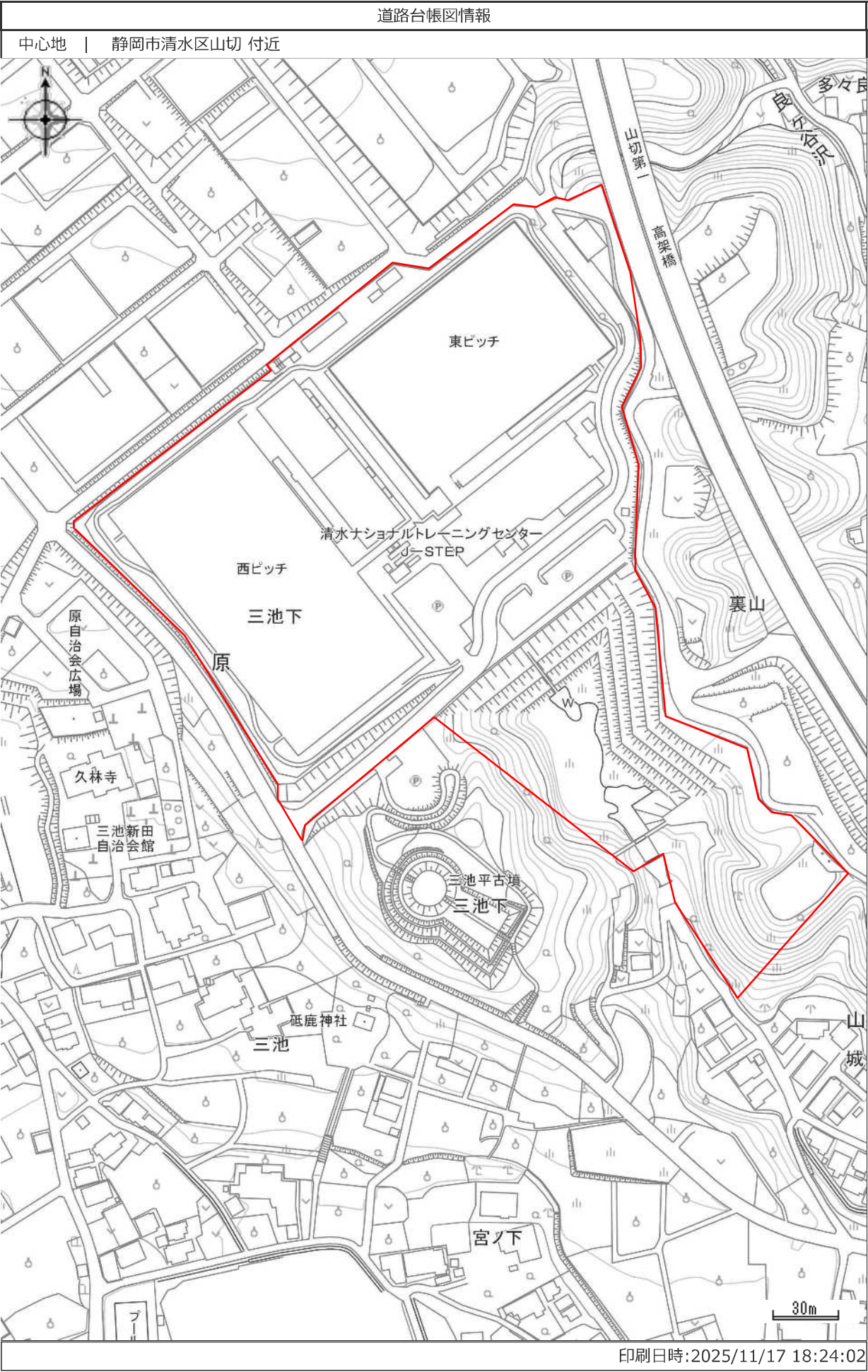
別紙8

令和	年	月	件数	合計額
			0	0

決裁種別	件数	金額	手数料率	金額（消費税込）
VISA/Mastercard	0	0	2.95%	0
JCB/アメリカンエキスプレス/ダイナースクラブ	0	0	3.40%	0
銀聯カード	0	0	3.10%	0
Suica	0	0	2.37%	0
iD	0	0	2.95%	0
楽天Edy	0	0	2.82%	0
WAON	0	0	2.82%	0
nanaco	0	0	2.82%	0
QUIC PAY	0	0	3.40%	0
Pay Pay	0	0	2.95%	0
au Pay	0	0	2.95%	0
メルペイ	0	0	2.95%	0
d払い	0	0	2.95%	0
楽天Pay	0	0	3.04%	0
Jcoin Pay	0	0	2.95%	0
Bank Pay	0	0	2.95%	0
ゆうちょ Pay	0	0	2.95%	0
	0	0		0

内消費税額
0

※金額（消費税込）は小数点以下切り捨て



別表1 備品リスト（3万円以上）

清水ナショナルトレーニングセンター

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
1	0000075710	テーブル	40,800	20010226	T 5 5 A
2	0000075711	テーブル	40,800	20010226	T 5 5 A
3	0000075712	テーブル	40,800	20010226	T 5 5 A
4	0000075713	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
5	0000075714	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
6	0000075715	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
7	0000075716	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
8	0000075717	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
9	0000075718	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
10	0000075719	テーブル	42,450	20010226	T 7 0 6 0 A
11	0000075720	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
12	0000075721	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
13	0000075722	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
14	0000075723	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
15	0000075724	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
16	0000075725	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
17	0000075726	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
18	0000075727	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
19	0000075728	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
20	0000075729	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
21	0000075730	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
22	0000075731	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
23	0000075732	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
24	0000075733	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
25	0000075734	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
26	0000075735	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
27	0000075736	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
28	0000075737	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
29	0000075738	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
30	0000075739	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
31	0000075740	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
32	0000075741	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
33	0000075742	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
34	0000075743	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
35	0000075744	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
36	0000075745	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
37	0000075746	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
38	0000075747	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
39	0000075748	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
40	0000075749	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
41	0000075750	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
42	0000075751	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
43	0000075752	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
44	0000075753	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
45	0000075754	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
46	0000075755	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
47	0000075756	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
48	0000075757	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
49	0000075758	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
50	0000075759	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
51	0000075760	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
52	0000075761	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
53	0000075762	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
54	0000075763	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
55	0000075764	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
56	0000075765	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
57	0000075766	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
58	0000075767	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
59	0000075768	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
60	0000075769	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
61	0000075770	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
62	0000075771	チェアー	33,370	20010226	グロブス R e f - 2 1 4
63	0000075772	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
64	0000075773	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
65	0000075774	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
66	0000075775	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
67	0000075776	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
68	0000075777	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
69	0000075778	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
70	0000075779	スツール（カウンター用）	57,300	20010226	ジムレットスツール
71	0000075944	テーブル	52,400	20010226	M I R T O
72	0000075945	テーブル	52,400	20010226	M I R T O
73	0000075946	テーブル	52,400	20010226	M I R T O
74	0000075947	テーブル	52,400	20010226	M I R T O
75	0000075948	テーブル	52,400	20010226	M I R T O
76	0000076064	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
77	0000076065	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
78	0000076066	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
79	0000076068	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
80	0000076069	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
81	0000076070	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
82	0000076072	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
83	0000076074	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
84	0000076075	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
85	0000076076	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
86	0000076077	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
87	0000076078	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
88	0000076079	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
89	0000076080	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
90	0000076081	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
91	0000076082	テーブル（幕板付）	46,900	20010220	エディター F X L 4 3 G
92	0000076085	ベンチ	53,200	20010220	サックス R Q 1 2 2
93	0000076086	ベンチ	53,200	20010220	サックス R Q 1 2 2
94	0000076087	ベンチ	53,200	20010220	サックス R Q 1 2 2
95	0000076088	ベンチ	53,200	20010220	サックス R Q 1 2 2
96	0000076089	ベンチ	53,200	20010220	サックス R Q 1 2 2
97	0000076115	テーブル	51,700	20010220	K M N - H N C 8 2 0 N
98	0000076116	テーブル	51,700	20010220	K M N - H N C 8 2 0 N
99	0000076118	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
100	0000076119	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
101	0000076120	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
102	0000076121	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
103	0000076122	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
104	0000076123	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
105	0000076124	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
106	0000076125	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
107	0000076126	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
108	0000076127	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
109	0000076128	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
110	0000076129	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
111	0000076130	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
112	0000076131	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
113	0000076132	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
114	0000076133	テーブル	49,500	20010220	T O 2 6 - 9 0
115	0000076153	ホワイトボード	44,400	20010126	B B S - 1 2 0 9 W W - T E
116	0000076155	ホワイトボード	44,400	20010126	B B S - 1 8 0 9 W W - T E
117	0000076156	多目的テーブル	47,700	20010126	C A - 1 6 6 K A - W E
118	0000076157	O A テーブル	40,500	20010126	C D S - 1 6 7 H A - W E
119	0000076174	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
120	0000076175	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
121	0000076176	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
122	0000076177	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
123	0000076178	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
124	0000076179	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
125	0000076180	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
126	0000076181	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
127	0000076182	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
128	0000076183	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
129	0000076184	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
130	0000076185	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
131	0000076186	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
132	0000076187	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
133	0000076188	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
134	0000076189	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
135	0000076190	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
136	0000076191	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
137	0000076192	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
138	0000076193	サイドワゴン	31,000	20010126	C Z W - 0 4 6 M D C - W E
139	0000076328	サイドテーブル	38,500	20010126	C Z W - 0 7 9 8 W J - W E
140	0000076329	サイドテーブル	38,500	20010126	C Z W - 0 7 9 8 W J - W E
141	0000076330	サイドテーブル	38,500	20010126	C Z W - 0 7 9 8 W J - W E
142	0000076331	サイドテーブル	38,500	20010126	C Z W - 0 7 9 8 W J - W E
143	0000076332	サイドテーブル	38,500	20010126	C Z W - 0 7 9 8 W J - W E
144	0000076345	平机	38,400	20010126	C Z W - 1 4 8 H A - W E
145	0000076346	平机	38,400	20010126	C Z W - 1 4 8 H A - W E
146	0000076347	平机	38,400	20010126	C Z W - 1 4 8 H A - W E
147	0000076348	平机	38,400	20010126	C Z W - 1 4 8 H A - W E
148	0000076349	テーブル	51,400	20010126	D D T - 1 5 7 7 T - W 7
149	0000076350	ローパーティション	41,800	20010126	F S E - 9 4 C G C
150	0000076351	ローパーティション	41,800	20010126	F S E - 9 4 C G C
151	0000076352	ローパーティション	41,800	20010126	F S E - 9 4 C G C
152	0000076358	ローパーティション	53,000	20010126	F Z S - 1 2 1 3 A N - W E - V 5
153	0000076359	ローパーティション	53,000	20010126	F Z S - 1 2 1 3 A N - W E - V 5
154	0000076372	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
155	0000076373	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
156	0000076374	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
157	0000076375	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
158	0000076376	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
159	0000076377	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
160	0000076378	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
161	0000076379	キャビネット (A 4 引出し型)	49,600	20010126	H F M - 0 9 8 A A S - W E
162	0000076380	キャビネット (雑誌架型)	47,300	20010126	H F M - 0 9 8 B H S - W E
163	0000076386	キャビネット (引戸型)	32,800	20010126	H F M - 0 9 8 G S - W E

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
164	0000076387	キャビネット（ガラス引戸型）	34,800	20010126	HFM-108GSG-WE
165	0000076388	キャビネット（ガラス引戸型）	34,800	20010126	HFM-108GSG-WE
166	0000076389	キャビネット（ガラス引戸型）	34,800	20010126	HFM-108GSG-WE
167	0000076390	キャビネット（ガラス引戸型）	34,800	20010126	HFM-108GSG-WE
168	0000076396	キャビネット（A3引出し型）	57,600	20010126	HFM-128ALS-WE
169	0000076451	パンフレットスタンド	32,300	20010126	VCCV-012
170	0000076483	診察台（カバー共）	43,500	20010126	HP-D4YB
171	0000076484	診察台（カバー共）	43,500	20010126	HP-D4YB
172	0000076485	ベッド（マッサージ用）	34,500	20010126	不明
173	0000076486	ベッド（マッサージ用）	34,500	20010126	不明
174	0000076493	書棚	40,400	20010126	SC365F1
175	0000076494	片袖机	37,400	20010126	SD-BDN107L3MM
176	0000076502	片袖机	43,000	20010126	SD-BSE12V3F11
177	0000076524	テーブル	49,500	20010126	TO26-90
178	0000076525	テーブル	49,500	20010126	TO26-90
179	0000076526	電話台	49,600	20010126	TMW-0447NH-W5
180	0000076527	電話台	49,600	20010126	TMW-0447NH-W5
181	0000076530	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
182	0000076531	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
183	0000076532	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
184	0000076533	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
185	0000076534	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
186	0000076535	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
187	0000076536	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
188	0000076537	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
189	0000076538	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
190	0000076539	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
191	0000076540	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
192	0000076541	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
193	0000076542	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
194	0000076543	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
195	0000076544	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
196	0000076545	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
197	0000076546	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
198	0000076547	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
199	0000076548	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
200	0000076549	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
201	0000076550	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
202	0000076551	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
203	0000076552	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
204	0000076553	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
205	0000076554	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
206	0000076555	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
207	0000076556	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
208	0000076557	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
209	0000076558	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
210	0000076559	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
211	0000076560	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
212	0000076561	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
213	0000076562	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
214	0000076563	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
215	0000076564	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
216	0000076565	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
217	0000076566	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE
218	0000076567	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	TNL-184K-WE

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
219	0000076568	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
220	0000076569	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
221	0000076570	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
222	0000076571	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
223	0000076572	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
224	0000076573	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
225	0000076574	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
226	0000076575	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
227	0000076576	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
228	0000076577	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
229	0000076578	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
230	0000076579	テーブル（幕板付）	45,300	20010126	T N L - 1 8 4 K - W E
231	0000076581	ミーティングボード	32,200	20010126	B B - E L 3 2 W 1 W 1
232	0000076582	ミーティングボード	32,200	20010126	B B - E L 3 2 W 1 W 1
233	0000076615	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
234	0000076616	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
235	0000076617	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
236	0000076618	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
237	0000076619	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
238	0000076620	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
239	0000076621	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
240	0000076622	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
241	0000076623	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
242	0000076624	テーブル（幕板無）	33,100	20010126	K T - S 6 1 0 F 1
243	0000076626	月間予定表	30,900	20010126	B B W - 1 2 0 9 V N - T E
244	0000076627	月間予定表	30,900	20010126	B B W - 1 2 0 9 V N - T E
245	0000076637	スツール	36,400	20010126	L S Z - 1 0 0 6 B J
246	0000076638	スツール	36,400	20010126	L S Z - 1 0 0 6 B J
247	0000076639	スツール	36,400	20010126	L S Z - 1 0 0 6 B J
248	0000076640	スツール	36,400	20010126	L S Z - 1 0 0 6 B J
249	0000076641	コーナースツール	44,900	20010126	L S Z - 1 0 9 R B J
250	0000076642	コーナースツール	44,900	20010126	L S Z - 1 0 9 R B J
251	0000076643	コーナースツール	44,900	20010126	L S Z - 1 0 9 R B J
252	0000076644	コーナースツール	44,900	20010126	L S Z - 1 0 9 R B J
253	0000076653	チェアー	41,300	20010126	L S Z - 2 0 0 6 B J
254	0000076654	チェアー	41,300	20010126	L S Z - 2 0 0 6 B J
255	0000076655	チェアー	41,300	20010126	L S Z - 2 0 0 6 B J
256	0000076656	チェアー	41,300	20010126	L S Z - 2 0 0 6 B J
257	0000076657	チェアー	41,300	20010126	L S Z - 2 0 0 6 B J
258	0000076658	チェアー	41,300	20010126	L S Z - 2 0 0 6 B J
259	0000076681	ステージ用スカート	44,200	20010126	P S S S - 2 型
260	0000076726	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
261	0000076727	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
262	0000076728	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
263	0000076729	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
264	0000076730	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
265	0000076731	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
266	0000076732	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
267	0000076733	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
268	0000076734	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
269	0000076735	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
270	0000076736	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
271	0000076737	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
272	0000076738	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
273	0000076739	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
274	0000076740	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
275	0000076741	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
276	0000076742	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
277	0000076743	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
278	0000076744	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
279	0000076745	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
280	0000076746	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
281	0000076747	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
282	0000076748	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
283	0000076749	小型冷蔵庫	47,629	20010219	H S R - 2 2 S
284	0000076800	大型冷蔵庫	58,635	20010219	N R - C 2 5 M A
285	0000076842	専用テレビ台	37,750	20010330	不明
286	0000076843	専用テレビ台	37,750	20010330	不明
287	0000078313	コーチズモニター本体	40,880	20010216	C M 7 0 5 C R
288	0000078315	投受光器	46,200	20010216	I R D - T 1 7 5
289	0000078316	投受光器	46,200	20010216	I R D - T 1 7 5
290	0000078318	投受光器	46,200	20010216	I R D - T 1 7 5
291	0000078421	フラットベンチ	36,000	20010216	T G - P 0 1 4
292	0000078422	フラットベンチ	36,000	20010216	T G - P 0 1 4
293	0000078450	プールカバー B タイプ	35,500	20010216	6 1 - 3 1 0
294	0000078451	プールカバー B タイプ	35,500	20010216	6 1 - 3 1 0
295	0000078469	フェンス運搬車大型	51,150	20010216	大型
296	0000078470	フェンス運搬車大型	51,150	20010216	大型
297	0000078501	6人制バレーボール用ネット	37,800	20010216	D E 8 0 0 0
298	0000078502	6人制バレーボール用ネット	37,800	20010216	D E 8 0 0 0
299	0000078504	9人制バレーボール用ネット	39,400	20010216	D E 8 3 0 2
300	0000078505	9人制バレーボール用ネット	39,400	20010216	D E 8 3 0 2
301	0000078520	兼用支柱床止式	43,300	20010216	D G 1 0 2 1
302	0000078521	兼用支柱床止式	43,300	20010216	D G 1 0 2 1
303	0000078522	兼用支柱床止式	43,300	20010216	D G 1 0 2 1
304	0000078523	兼用支柱床止式	43,300	20010216	D G 1 0 2 1
305	0000078524	兼用支柱床止式	43,300	20010216	D G 1 0 2 1
306	0000078589	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
307	0000078590	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
308	0000078591	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
309	0000078592	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
310	0000078593	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
311	0000078594	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
312	0000078595	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
313	0000078596	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
314	0000078597	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
315	0000078598	多項目兼用得点板	30,300	20010216	D S 0 7 1 1
316	0000078606	タイムアウト請求器教育用	55,000	20010216	D S 3 7 0 0
317	0000078607	タイムアウト請求器教育用	55,000	20010216	D S 3 7 0 0
318	0000078637	金庫	34,300	20010131	C H - S
319	0000078638	金庫	34,300	20010131	C H - S
320	0000078639	金庫	34,300	20010131	C H - S
321	0000078640	金庫	34,300	20010131	C H - S
322	0000078641	金庫	34,300	20010131	C H - S
323	0000078642	金庫	34,300	20010131	C H - S
324	0000078643	金庫	34,300	20010131	C H - S
325	0000078644	金庫	34,300	20010131	C H - S
326	0000078645	金庫	34,300	20010131	C H - S
327	0000078646	金庫	34,300	20010131	C H - S
328	0000078647	金庫	34,300	20010131	C H - S

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
329	0000078648	金庫	34,300	20010131	C H - S
330	0000078649	金庫	34,300	20010131	C H - S
331	0000078650	金庫	34,300	20010131	C H - S
332	0000078651	金庫	34,300	20010131	C H - S
333	0000078652	金庫	34,300	20010131	C H - S
334	0000078653	金庫	34,300	20010131	C H - S
335	0000078654	金庫	34,300	20010131	C H - S
336	0000078655	金庫	34,300	20010131	C H - S
337	0000078656	金庫	34,300	20010131	C H - S
338	0000078657	金庫	34,300	20010131	C H - S
339	0000078658	金庫	34,300	20010131	C H - S
340	0000078659	金庫	34,300	20010131	C H - S
341	0000078660	金庫	34,300	20010131	C H - S
342	0000078662	ロッカー（４人用）	36,700	20010131	K L - 4 7
343	0000078663	ロッカー（４人用）	36,700	20010131	K L - 4 7
344	0000078664	ロッカー（４人用）	36,700	20010131	K L - 4 7
345	0000078665	ロッカー（４人用）	36,700	20010131	K L - 4 7
346	0000078669	シェルピング	45,500	20010131	N - T E S - 1 9 - 6 1 9 1 C
347	0000078670	シェルピング	45,500	20010131	N - T E S - 1 9 - 6 1 9 1 C
348	0000078671	シェルピング	45,500	20010131	N - T E S - 1 9 - 6 1 9 1 C
349	0000078672	シェルピング	45,500	20010131	N - T E S - 1 9 - 6 1 9 1 C
350	0000078673	シェルピング	45,500	20010131	N - T E S - 1 9 - 6 1 9 1 C
351	0000078705	リネンカート	46,500	20010131	H W G - 9
352	0000078706	リネンカート	46,500	20010131	H W G - 9
353	0000078707	リネンカート	46,500	20010131	H W G - 9
354	0000078708	リネンカート	46,500	20010131	H W G - 9
355	0000078742	内用足拭きマット	60,000	20010131	F - 1 0 8
356	0000078743	内用足拭きマット	60,000	20010131	F - 1 0 8
357	0000078745	雨天用しマット	30,000	20010131	F - 9 3
358	0000078748	コクヨ スクリーン	41,000	20010330	K P - 4 2
359	0000078749	コクヨ スクリーン	41,000	20010330	K P - 4 2
360	0000078750	コクヨ スクリーン	57,000	20010330	K P - 4 3
361	0000078751	コクヨ スクリーン	57,000	20010330	K P - 4 3
362	0000078752	コクヨ スクリーン	57,000	20010330	K P - 4 3
363	0000078753	コクヨ スクリーン	57,000	20010330	K P - 4 3
364	0000078767	ラックシェルフ	32,200	20010330	M S - 9 1 0
365	0000090671	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
366	0000090672	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
367	0000090673	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
368	0000090674	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
369	0000090675	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
370	0000090676	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
371	0000090677	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
372	0000090678	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
373	0000090679	ラバーディスク 2 5 k g	47,840	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
374	0000090692	ウエイト競技記録掲示板	36,000	20040401	1, 8 0 0 × 9 5 0 × 1 5 0
375	0000090693	ウエイト競技記録掲示板	36,000	20040401	1, 8 0 0 × 9 5 0 × 1 5 0
376	0000090694	炭酸マグネシウム容器	50,050	20040401	ウエサカ W G 1 8 8 A
377	0000090746	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
378	0000090747	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
379	0000090748	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
380	0000090749	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
381	0000090750	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
382	0000090751	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3
383	0000090752	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ W G 1 6 3

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
384	0000090753	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ WG 1 6 3
385	0000090754	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ WG 1 6 3
386	0000090755	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ WG 1 6 3
387	0000090756	ラバーディスク 2 5 k g	47,320	20040401	ウエサカ WG 1 6 3
388	0000093386	エクササイズゴール	56,900	20050331	トーエイ B - 3 5 0 5
389	0000093387	エクササイズゴール	56,900	20050331	トーエイ B - 3 5 0 5
390	0000093388	エクササイズゴール	56,900	20050331	トーエイ B - 3 5 0 5
391	0000093973	記録用ディスクセット	48,230	20040401	ウエサカ WG 1 7 3 H ・ WG 1 7 3 K
392	0000093974	記録用ディスクセット	48,230	20040401	ウエサカ WG 1 7 3 H ・ WG 1 7 3 K
393	0000093975	カラー (2 個 1 組)	34,575	20040401	ウエサカ WG 1 5 9
394	0000106452	テーブル (幕板付)	45,300	20070126	T N L - 1 8 4 K - W E
395	0000150546	サッカーゴールネット (ジュニア用)	34,200	20090825	ルイ高 R T - N 1 6 0 6 1 4
396	0000150547	サッカーゴールネット (ジュニア用)	34,200	20090825	ルイ高 R T - N 1 6 0 6 1 4
397	0000163504	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
398	0000163505	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
399	0000163506	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
400	0000163507	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
401	0000163508	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
402	0000163509	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
403	0000163510	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
404	0000163511	その他	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
405	0000163512	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
406	0000163513	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
407	0000163514	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
408	0000163515	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
409	0000163516	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
410	0000163517	その他	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
411	0000163518	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
412	0000163519	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
413	0000163520	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
414	0000163521	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
415	0000163522	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
416	0000163523	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
417	0000163524	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
418	0000163525	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
419	0000163526	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
420	0000163527	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
421	0000163528	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
422	0000163529	地上デジタル放送対応テレビ 3 2 型	39,774	20110318	シャープ L C - 3 2 E 8
423	0000195847	ナイトテーブル	19,800	20171124	巾 3 0 cm ・ 高さ 6 0 . 5 cm ・ 奥行 4 0 cm
424	0000195848	ナイトテーブル	19,800	20171124	巾 3 0 cm ・ 高さ 6 0 . 5 cm ・ 奥行 4 0 cm
425	0000195849	ナイトテーブル	19,800	20171124	巾 3 0 cm ・ 高さ 6 0 . 5 cm ・ 奥行 4 0 cm
426	0000195850	ナイトテーブル	19,800	20171124	巾 3 0 cm ・ 高さ 6 0 . 5 cm ・ 奥行 4 0 cm
427	0000253461	オリンピックアームカールバー I V A N K O	32,400	20180720	I O C - 1
428	0000253528	炊飯器 (R R - 3 0 S 1)	35,964	20180802	
429	0000254528	一般	13,068	20181108	D E L L 2 1 . 5 型ディスプレイ E 2 2 1 6 H
430	0000267277	室内用品	26,800	20220801	3 2 型液晶 T V
431	0000267278	室内用品	26,800	20220801	3 2 型液晶 T V
432	0000272897	洗濯機	55,902	20230922	一般
433	0000075471	専用ロープ張り機	144,000	19990331	サッカー用具
434	0000075472	肥料散布機	144,000	19990331	C 2 4 0 0 A P P
435	0000075687	ショーケース	98,670	20010226	ハラーシステムユニット U N I T 1
436	0000075688	ショーケース	98,670	20010226	ハラーシステムユニット U N I T 1

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
437	0000075689	ショーケース	98,670	20010226	ハラーシステムユニットU N I T 1
438	0000075697	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
439	0000075698	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
440	0000075699	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
441	0000075700	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
442	0000075701	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
443	0000075702	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
444	0000075703	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
445	0000075704	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
446	0000075705	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
447	0000075706	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
448	0000075707	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
449	0000075708	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
450	0000075709	テーブル	116,700	20010226	T 1 2 0 A
451	0000075825	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
452	0000075826	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
453	0000075827	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
454	0000075828	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
455	0000075829	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
456	0000075830	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
457	0000075831	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
458	0000075833	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
459	0000075835	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
460	0000075836	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
461	0000075837	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
462	0000075838	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
463	0000075839	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
464	0000075840	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
465	0000075841	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
466	0000075842	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
467	0000075843	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
468	0000075844	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
469	0000075845	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
470	0000075846	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
471	0000075847	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
472	0000075849	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
473	0000075850	テーブル	63,900	20010226	L O R D Y 1
474	0000075990	バイキング台	92,900	20010220	不明
475	0000075991	バイキング台	92,900	20010220	不明
476	0000075992	バイキング台	92,900	20010220	不明
477	0000075993	バイキング台	92,900	20010220	不明
478	0000076090	ベンチ	77,700	20010220	サックスR Q 1 2 3
479	0000076091	ベンチ	77,700	20010220	サックスR Q 1 2 3
480	0000076092	ベンチ	77,700	20010220	サックスR Q 1 2 3
481	0000076093	ベンチ	77,700	20010220	サックスR Q 1 2 3
482	0000076096	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
483	0000076097	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
484	0000076098	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
485	0000076099	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
486	0000076100	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
487	0000076101	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
488	0000076102	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
489	0000076103	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
490	0000076104	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6
491	0000076105	チェアー	67,600	20010220	ジュネスJ A 3 1 6

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
492	0000076106	ベンチ	106,600	20010220	T-3073
493	0000076107	ベンチ	106,600	20010220	T-3073
494	0000076108	ベンチ	106,600	20010220	T-3073
495	0000076109	ベンチ	106,600	20010220	T-3073
496	0000076112	リネン庫	77,000	20010220	フォールドベッドイースタン
497	0000076135	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
498	0000076136	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
499	0000076137	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
500	0000076138	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
501	0000076139	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
502	0000076140	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
503	0000076141	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
504	0000076142	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
505	0000076143	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
506	0000076144	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
507	0000076145	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
508	0000076146	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
509	0000076147	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
510	0000076148	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
511	0000076149	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
512	0000076150	ソファークベツ	144,000	20010220	オーネスS544
513	0000076151	ソファークベツ	133,600	20010330	S544-22
514	0000076152	ソファークベツ	133,600	20010330	S544-22
515	0000076368	金庫	163,000	20010126	GGN-5007G-WE
516	0000076391	キャビネット (A4引出し型)	66,300	20010126	HFM-128AAS-WE
517	0000076392	キャビネット (A4引出し型)	66,300	20010126	HFM-128AAS-WE
518	0000076397	キャビネット (クリスタルトレイ)	77,000	20010126	HFM-128KAF-WE
519	0000076398	月予定表ホワイトボード	104,000	20010126	HFMA-1610WS-A
520	0000076433	ベンチ	87,000	20010126	LJL-1018DF-H7
521	0000076434	ベンチ	87,000	20010126	LJL-1018DF-H7
522	0000076452	間仕切 (ドアパネル)	72,650	20010126	FCE-DR1-WE
523	0000076453	間仕切 (ドアパネル)	72,650	20010126	FCE-DR1-WE
524	0000076454	間仕切 (パネル)	70,000	20010126	FCE-OP12-WE
525	0000076455	間仕切 (パネル)	70,000	20010126	FCE-OP12-WE
526	0000076456	間仕切 (パネル)	70,000	20010126	FCE-OP12-WE
527	0000076457	間仕切 (パネル)	70,000	20010126	FCE-OP12-WE
528	0000076458	間仕切 (パネル)	70,000	20010126	FCE-OP12-WE
529	0000076460	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
530	0000076461	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
531	0000076462	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
532	0000076463	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
533	0000076464	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
534	0000076465	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
535	0000076466	間仕切 (パネル)	70,500	20010126	FCE-OP9-WE
536	0000076469	間仕切 (瑞部)	71,000	20010126	FCE-TDA-WE
537	0000076470	間仕切 (瑞部)	71,000	20010126	FCE-TDA-WE
538	0000076471	間仕切 (瑞部)	71,000	20010126	FCE-TDA-WE
539	0000076474	間仕切 (2方向連結)	71,000	20010126	FCE-TDC-WE
540	0000076475	間仕切 (3方向連結)	71,000	20010126	FCE-TDS-WE
541	0000076476	間仕切 (3方向連結)	71,000	20010126	FCE-TDS-WE
542	0000076477	間仕切 (3方向連結)	71,000	20010126	FCE-TDS-WE
543	0000076478	ホワイトボード (両面)	67,400	20010126	BB-R536W1W1
544	0000076479	ビジネスキッチン	83,500	20010126	BK-W110F1
545	0000076480	ビジネスキッチン	62,700	20010126	BK-W120F1
546	0000076487	薬品棚	67,600	20010126	HP-SC1F1N

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
547	0000076488	貴重品ロッカー	118,000	20010126	K L K - 5 0 F 1
548	0000076518	テーブル	91,100	20010126	T F H - E M 3 4 7 - C 7
549	0000076519	テーブル	91,100	20010126	T F H - E M 3 4 7 - C 7
550	0000076520	テーブル	91,100	20010126	T F H - E M 3 4 7 - C 7
551	0000076521	テーブル	91,100	20010126	T F H - E M 3 4 7 - C 7
552	0000076522	テーブル	91,100	20010126	T F H - E M 3 4 7 - C 7
553	0000076523	テーブル	91,100	20010126	T F H - E M 3 4 7 - C 7
554	0000076584	ホワイトボード（両面）	67,400	20010126	B B - R 5 3 6 W 1 W 1
555	0000076585	ホワイトボード（両面）	67,400	20010126	B B - R 5 3 6 W 1 W 1
556	0000076586	ホワイトボード（両面）	67,400	20010126	B B - R 5 3 6 W 1 W 1
557	0000076592	ビジネスキッチン	83,500	20010126	B K - W 1 1 0 F 1
558	0000076593	ビジネスキッチン	83,500	20010126	B K - W 1 1 0 F 1
559	0000076610	ビジネスキッチン	62,700	20010126	B K - W 1 2 0 F 1
560	0000076632	下足入れ	139,400	20010126	H K Y - 1 0 9 H S 型・特注
561	0000076635	演台	82,800	20010126	L C G - 3 1 2 - W 7
562	0000076660	ベンチ（R外コーナー）	94,600	20010126	L S Z - 2 0 9 D B J
563	0000076661	ベンチ（R外コーナー）	94,600	20010126	L S Z - 2 0 9 D B J
564	0000076662	ベンチ（R外コーナー）	94,600	20010126	L S Z - 2 0 9 D B J
565	0000076663	ベンチ（R外コーナー）	94,600	20010126	L S Z - 2 0 9 D B J
566	0000076665	コーナーチェアー	62,900	20010126	L S Z - 2 4 0 6 B J
567	0000076666	コーナーチェアー	62,900	20010126	L S Z - 2 4 0 6 B J
568	0000076667	コーナーチェアー	62,900	20010126	L S Z - 2 4 0 6 B J
569	0000076668	コーナーチェアー	62,900	20010126	L S Z - 2 4 0 6 B J
570	0000076682	ステージ用スカート	61,500	20010126	P S S S - 4 型
571	0000076688	ステージ	252,000	20010126	P S U - 0 4 2 - A
572	0000076689	ステージ	252,000	20010126	P S U - 0 4 2 - A
573	0000076690	ステージ	252,000	20010126	P S U - 0 4 2 - A
574	0000076691	ステージ	252,000	20010126	P S U - 0 4 2 - A
575	0000078321	マルチジャンプテスト・ 専用インターフェェイス	69,000	20010216	P H - 1 2 6 0
576	0000078334	マルチジャンプテスト・ 長尺マットスイッチ	153,000	20010216	P H - 1 2 7 1
577	0000078352	パワーマックス	265,920	20010216	V I I B O - 5 0 4
578	0000078432	スコットベンチ	88,000	20010216	T G - P 0 1 7
579	0000078437	アジャスタブルベンチ	65,920	20010216	T G - P 0 2 0
580	0000078438	アジャスタブルベンチ	65,920	20010216	T G - P 0 2 0
581	0000078448	水中担架	108,800	20010216	6 1 - 0 4 1
582	0000078453	卓球台	212,500	20010216	R E ニューはげみ
583	0000078454	卓球台	212,500	20010216	R E ニューはげみ
584	0000078457	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
585	0000078458	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
586	0000078459	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
587	0000078460	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
588	0000078461	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
589	0000078462	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
590	0000078463	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
591	0000078464	卓球台	106,600	20010216	S S 2 ブルーセンサー
592	0000078482	バレーボール用支柱床下 1 4 0	248,000	20010216	D E 1 7 1 0
593	0000078483	バレーボール用支柱床下 1 4 0	248,000	20010216	D E 1 7 1 0
594	0000078485	支柱カバー	86,600	20010216	D E 1 7 1 0
595	0000078486	支柱カバー	86,600	20010216	D E 1 7 1 0
596	0000078512	テニス用支柱床下 1 4 0	77,200	20010216	D F 0 1 3 5
597	0000078513	テニス用支柱床下 1 4 0	77,200	20010216	D F 0 1 3 5
598	0000078539	フットサルサッカー用ゴール折畳み式	199,200	20010216	D J 0 6 1 1
599	0000078540	フットサルサッカー用ゴール折畳み式	199,200	20010216	D J 0 6 1 1

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
600	0000078541	フットサルサッカー用ゴール折畳み式	199,200	20010216	D J 0 6 1 1
601	0000078544	審判台多種目兼用型	77,200	20010216	D L 0 1 1 0
602	0000078545	審判台多種目兼用型	77,200	20010216	D L 0 1 1 0
603	0000078571	バトミントン・卓球兼用型審判台	108,600	20010216	D L 2 0 2 0
604	0000078572	バトミントン・卓球兼用型審判台	108,600	20010216	D L 2 0 2 0
605	0000078573	バトミントン・卓球兼用型審判台	108,600	20010216	D L 2 0 2 0
606	0000078574	バトミントン・卓球兼用型審判台	108,600	20010216	D L 2 0 2 0
607	0000078575	バトミントン・卓球兼用型審判台	108,600	20010216	D L 2 0 2 0
608	0000078586	得点板	77,200	20010216	D S 0 1 3 0
609	0000078587	得点板	77,200	20010216	D S 0 1 3 0
610	0000078599	ショットクロック	236,000	20010216	D S 3 2 1 0
611	0000078600	ショットクロック	236,000	20010216	D S 3 2 1 0
612	0000078601	ファール回数表示器教育用卓上式	168,890	20010216	D S 3 5 0 0
613	0000078608	タイムアウト請求器用大響ブザー	118,000	20010216	D S 3 7 0 0 0 1
614	0000078609	タイムアウト請求器用大響ブザー	118,000	20010216	D S 3 7 0 0 0 1
615	0000078610	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
616	0000078611	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
617	0000078612	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
618	0000078613	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
619	0000078614	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
620	0000078615	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
621	0000078616	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
622	0000078617	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
623	0000078618	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
624	0000078619	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
625	0000078620	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
626	0000078621	ブルフロアー	71,380	20010216	J F 9 6 4 0
627	0000078627	ベースクロック	98,370	20010216	J G 9 2 0 0
628	0000078629	ブル用車椅子	188,980	20010216	J F 9 3 1 0
629	0000078689	メイドサービスワゴン	155,000	20010131	H W G - 4
630	0000078690	メイドサービスワゴン	155,000	20010131	H W G - 4
631	0000078709	ワゴン	180,000	20010131	S F - 4 1 F
632	0000078710	ワゴン	180,000	20010131	S F - 4 1 F
633	0000078711	ワゴン	180,000	20010131	S F - 4 1 F
634	0000078728	メニュースタンド	116,000	20010131	不明
635	0000078729	メニュースタンド	116,000	20010131	不明
636	0000078740	のれん	109,000	20010131	不明
637	0000078741	のれん	77,400	20010131	不明
638	0000078744	外用泥落しマット	120,000	20010131	F - 1 2 9
639	0000078746	傘袋スタンド	164,500	20010131	Y A - 3 3 L - S A
640	0000078747	パソコンサーバラック	91,400	20010131	R A C - S V / 2
641	0000078762	ラックシェルフ	61,900	20010330	L S - 1 5 2 0
642	0000078763	ラックシェルフ	61,900	20010330	L S - 1 5 2 0
643	0000078764	ラックシェルフ	61,900	20010330	L S - 1 5 2 0
644	0000078765	ラックシェルフ	61,900	20010330	L S - 1 5 2 0
645	0000078766	ラックシェルフ	61,900	20010330	L S - 1 5 2 0
646	0000090620	デジタル式体重計	99,550	20040401	ウエサカ H P - 3 3 N
647	0000090621	デジタル式体重計	99,550	20040401	ウエサカ H P - 3 3 N
648	0000090680	ディスクラック	77,350	20040401	ウエサカ W G 2 6 8
649	0000090681	ディスクラック	77,350	20040401	ウエサカ W G 2 6 8
650	0000090682	ディスクラック	77,350	20040401	ウエサカ W G 2 6 8
651	0000090683	ディスクラック	77,350	20040401	ウエサカ W G 2 6 8
652	0000090684	スクワットスタンド	104,650	20040401	ウエサカ T G 9 8
653	0000090685	スクワットスタンド	104,650	20040401	ウエサカ T G 9 8
654	0000090686	スクワットスタンド	104,650	20040401	ウエサカ T G 9 8

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
655	0000090687	スクワットスタンド	104,650	20040401	ウエサカ T G 9 8
656	0000090688	バーベルラック	182,000	20040401	ウエサカ W G 2 6 2
657	0000090689	バーベルラック	184,000	20040401	ウエサカ W G 2 6 2
658	0000090733	U型バー (2 0 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7
659	0000090734	U型バー (2 0 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7
660	0000090735	U型バー (2 0 k g)	110,400	20040401	ウエサカ W G 1 5 7
661	0000090736	U型バー (2 0 k g)	110,400	20040401	ウエサカ W G 1 5 7
662	0000090737	U型バー (2 0 k g)	110,400	20040401	ウエサカ W G 1 5 7
663	0000090738	U型バー (2 0 k g)	110,400	20040401	ウエサカ W G 1 5 7
664	0000090739	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
665	0000090740	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
666	0000090741	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
667	0000090742	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
668	0000090743	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
669	0000090744	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
670	0000090745	U型バー (1 5 k g)	109,200	20040401	ウエサカ W G 1 5 7 W
671	0000111193	肥料散布機	168,000	20070510	ブロードカスタ 5 3 5 2 0 1 M B C 3 0 5 0
672	0000150544	サッカーゴール移動式 (ジュニア用)	227,000	20090825	ルイ高 R T - F 0 1 0 9 3 6
673	0000150545	サッカーゴール移動式 (ジュニア用)	227,000	20090825	ルイ高 R T - F 0 1 0 9 3 6
674	0000157664	デジタル体重計	99,500	20101005	ウエサカ H P - 3 3 N
675	0000163530	地上デジタル放送対応テレビ 4 0 型	63,798	20110318	シャープ L C - 4 0 A E 7
676	0000163531	地上デジタル放送対応テレビ 4 0 型	63,798	20110318	シャープ L C - 4 0 A E 7
677	0000163532	地上デジタル放送対応テレビ 4 0 型	63,798	20110318	シャープ L C - 4 0 A E 7
678	0000163533	地上デジタル放送対応テレビ 4 0 型	63,798	20110318	シャープ L C - 4 0 A E 7
679	0000165830	球技用具	120,000	20111031	少年用サッカーゴール
680	0000165831	球技用具	120,000	20111031	少年用サッカーゴール
681	0000165832	球技用具	120,000	20111031	少年用サッカーゴール
682	0000165833	球技用具	120,000	20111031	少年用サッカーゴール
683	0000187664	寝具 ソファベッド	74,750	20160331	スイミーレギュラーハイトタイプ
684	0000187665	寝具 ソファベッド	74,750	20160331	スイミーレギュラーハイトタイプ
685	0000187666	寝具 ソファベッド	74,750	20160331	スイミーレギュラーハイトタイプ
686	0000187667	寝具 ソファベッド	74,750	20160331	スイミーレギュラーハイトタイプ
687	0000187776	洗濯機	129,006	20160331	パナソニック 8キロタイプ N A - F W 8 0 S 2 - N
688	0000187777	洗濯機	129,006	20160331	パナソニック 8キロタイプ N A - F W 8 0 S 2 - N
689	0000193217	ウエイトリフティング女子競技用バー	99,900	20170209	1 5 k g J W A、I W F 公認品、 W G - 1 5 7 W
690	0000195257	ウエイトリフティング女子競技用バー	99,900	20170830	1 5 k g J W A、I W F 公認品、 W G - 1 5 7 W
691	0000195258	ウエイトリフティング女子競技用バー	99,900	20170830	1 5 k g J W A、I W F 公認品、 W G - 1 5 7 W
692	0000195259	ウエイトリフティング女子競技用バー	99,900	20170830	1 5 k g J W A、I W F 公認品、 W G - 1 5 7 W
693	0000195680	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
694	0000195681	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
695	0000195682	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
696	0000195683	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
697	0000195684	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
698	0000195685	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
699	0000195686	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
700	0000195687	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
701	0000195688	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
702	0000195689	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
703	0000195690	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
704	0000195691	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
705	0000195692	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
706	0000195693	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
707	0000195694	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
708	0000195695	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
709	0000195696	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
710	0000195697	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
711	0000195698	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
712	0000195699	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
713	0000195700	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
714	0000195701	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
715	0000195702	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
716	0000195703	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
717	0000195704	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
718	0000195705	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
719	0000195706	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
720	0000195707	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
721	0000195708	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
722	0000195709	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
723	0000195710	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
724	0000195711	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
725	0000195712	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
726	0000195713	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
727	0000195714	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
728	0000195715	ベッド	167,940	20171031	1 4 0 0 × 2 1 0 0 × 5 2 0 mm
729	0000195716	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
730	0000195717	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
731	0000195718	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
732	0000195719	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
733	0000195720	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
734	0000195721	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
735	0000195722	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
736	0000195723	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
737	0000195724	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
738	0000195725	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
739	0000195726	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
740	0000195727	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
741	0000195728	ソファーベッド	166,320	20171031	W 8 4 2 × L 2 0 0 0 × H 7 2 8 mm
742	0000196794	デジタイマ 1 1 0 X	73,440	20180301	モルテン U X 0 1 1 0 7 1 . 5 × 2 4 × 3 8
743	0000253646	自動体外式除細動器 (A E D)	86,400	20180718	フィリップス社製ハートスタート F R x
744	0000253647	自動体外式除細動器 (A E D)	86,400	20180718	フィリップス社製ハートスタート F R x
745	0000253701	調理機器 (ガスフライヤー)	182,304	20180817	ガスフライヤー (T G F L - 3 5 C)
746	0000253861	ウエイトリフティング女子用U型バー	99,360	20180907	ウエイトリフティング女子用U型バー W G - 1 5 7 W
747	0000253862	ウエイトリフティング女子用U型バー	99,360	20180907	ウエイトリフティング女子用U型バー W G - 1 5 7 W
748	0000253863	ウエイトリフティング女子用U型バー	99,360	20180907	ウエイトリフティング女子用U型バー W G - 1 5 7 W
749	0000254529	一般	84,132	20181108	D E L L デスクトップパソコン 本体 D T O P 0 4 7 - 0 0 5 N 1
750	0000258334	T R A D I T I O N A L S E A T T O P E X C	248,065	20191129	
751	0000258350	クランチベンチ	280,065	20191129	

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
752	0000258351	クランチベンチ	280,065	20191129	
753	0000258352	ローワーバックベンチ	256,065	20191129	
754	0000258353	ローワーバックベンチ	256,065	20191129	
755	0000258357	テーブル形冷蔵庫	282,272	20190919	
756	0000258358	テーブル形冷蔵庫	226,120	20190919	
757	0000258366	電子レンジ	243,392	20190919	
758	0000258369	ガスブースター	287,337	20191204	食器洗浄機用 WB-25H-2
759	0000258539	コースロープ	78,100	20200106	SA-80SR
760	0000258540	コースロープ	78,100	20200106	SA-80SR
761	0000259002	プロジェクター	132,000	20200305	EB960W
762	0000259162	衣類乾燥機	68,200	20200312	NH-D603-W
763	0000259163	衣類乾燥機	68,200	20200312	NH-D603-W
764	0000259164	衣類乾燥機	68,200	20200312	NH-D603-W
765	0000259165	衣類乾燥機	68,200	20200312	NH-D603-W
766	0000260121	衣類乾燥機	68,200	20200629	NH-D603-W
767	0000260194	テーブル型冷蔵庫	284,900	20200629	RT-120SNG-ML
768	0000260355	自動体外式除細動器 (AED)	85,800	20200709	フィリップス社製ハートスタートFRx+
769	0000260702	冷蔵ショーケース	297,000	20200917	RSC-120DT
770	0000263144	一般	249,700	20210222	防滴 ワイヤレスアンプー式
771	0000274380	テント	147,000	20240117	白 6m×3m
772	0000274381	テント	147,000	20240117	白 6m×3m
773	0000075695	ショーケースL型	599,930	20010226	ハラーシステムユニットUNIT2-1
774	0000075696	ショーケースL型	1,774,350	20010226	ハラーシステムユニットUNIT2-2
775	0000076436	傘立て	323,000	20010126	PHA-UOO154HL
776	0000076437	傘立て	323,000	20010126	PHA-UOO154HL
777	0000078337	超音波脂厚計	1,250,000	20010216	SM-206
778	0000078474	ミニバスケットゴール	331,000	20010216	DD0610
779	0000078475	ミニバスケットゴール	331,000	20010216	DD0610
780	0000078630	モルテン サッカーゴール ジュニア用	368,750	20010321	ZFG30
781	0000078631	モルテン サッカーゴール ジュニア用	368,750	20010321	ZFG30
782	0000083808	サッカーゴール オールアルミ	1,377,500	20010926	不明
783	0000083809	サッカーゴール オールアルミ	1,377,500	20010926	不明
784	0000083810	サッカーゴール オールアルミ	1,377,500	20010926	不明
785	0000083812	スポーツトラクター	2,500,000	20010926	870
786	0000083813	エアレーター	2,205,000	20010926	DM48ディーブマスク
787	0000083814	目砂散布機	1,550,000	20010926	F12トップドレッサー
788	0000083815	乗用リールモア グリーンマスター	5,800,000	20010926	3100
789	0000083816	乗用リールモア グリーンマスター	5,800,000	20010926	3100
790	0000083817	サッチングユニット	530,000	20010926	不明
791	0000083819	スプレーカー	2,250,000	20010926	GS500
792	0000083821	移動式大型スコアボード	613,200	20010926	不明
793	0000087442	ミニバスケットゴール	331,000	20010216	DD0610
794	0000087443	ミニバスケットゴール	331,000	20010216	DD0610
795	0000087444	モルテン サッカーゴール ジュニア用	368,750	20010321	ZFG30
796	0000087445	モルテン サッカーゴール ジュニア用	368,750	20010321	ZFG30
797	0000087446	サッカーゴール オールアルミ	1,377,500	20010926	不明
798	0000087447	サッカーゴール オールアルミ	1,377,500	20010926	不明
799	0000087448	サッカーゴール オールアルミ	1,377,500	20010926	不明
800	0000090617	ウエイトリフティング練習場ゴムマット	1,971,600	20040401	天然黒ゴム板30% (硬度HS60)
801	0000090690	試技順序器	445,900	20040401	ウエサカ WG187
802	0000090695	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
803	0000090696	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
804	0000090697	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
805	0000090698	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
806	0000090699	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
807	0000090700	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
808	0000090701	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
809	0000090702	ウエイト競技練習用演技台	587,500	20040401	WL-75S
810	0000090703	サッカーゴール	900,000	20040401	ルイ高 RT-FOL-0903
811	0000090706	ウエイト競技用ブラットホーム	1,365,000	20040401	ウエサカ WG181
812	0000090707	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
813	0000090708	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
814	0000090709	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
815	0000090710	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
816	0000090711	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
817	0000090712	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
818	0000090713	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
819	0000090714	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
820	0000090715	S型バーベルセット	516,880	20040401	ウエサカ WG156A
821	0000124448	乗合	4,950,000	20030228	ミツビシフソウ キャブオーバー
822	0000171426	トレッドミル	939,750	20121120	テクノジム・ジャパン株式会社 DAK82LTA00G0JPU
823	0000171427	トレッドミル	939,750	20121120	テクノジム・ジャパン株式会社 DAK82LTA00G0JPU
824	0000172435	水着脱水機	354,900	20130225	ハヤブサ技研株式会社 HSD-6-GS
825	0000174872	水着脱水機	378,000	20131028	ハヤブサ技研株式会社 HSD-6-GS
826	0000254892	一般	4,000,000	20181030	厨房機器一式
827	0000254893	一般	373,999	20181030	厨房機器一式
828	0000254894	一般	#####	20181213	トレーニング機器
829	0000258317	エキサイトRUN	792,066	20191129	
830	0000258318	エキサイトRUN	792,066	20191129	
831	0000258319	エキサイトRUN	792,066	20191129	
832	0000258320	エキサイトRUN	792,066	20191129	
833	0000258321	エキサイトRUN	792,066	20191129	
834	0000258322	エキサイト バイク	372,066	20191129	
835	0000258323	エキサイト バイク	372,066	20191129	
836	0000258324	エキサイト バイク	372,066	20191129	
837	0000258325	エキサイト バイク	372,066	20191129	
838	0000258326	エキサイト バイク	372,066	20191129	
839	0000258327	エキサイト バイク	372,066	20191129	
840	0000258328	エキサイト リクライン	412,065	20191129	
841	0000258329	エキサイト リクライン	412,065	20191129	
842	0000258330	エキサイト リクライン	412,065	20191129	
843	0000258331	エキサイト リクライン	412,065	20191129	
844	0000258332	エキサイト ヴァリオ	662,066	20191129	
845	0000258333	エキサイト ヴァリオ	662,066	20191129	
846	0000258335	エキサイト トップ	472,065	20191129	
847	0000258336	エキサイト Clim b	832,065	20191129	
848	0000258337	ADDUCTOR	676,065	20191129	ML170C-ANV0DVK
849	0000258339	ADDUCTOR	676,065	20191129	ML180C-ANV0DVK
850	0000258340	ABDOMINAL CRUNCH	704,065	20191129	
851	0000258341	SHOULDER PRESS	704,065	20191129	
852	0000258342	CHEST PRESS	704,065	20191129	
853	0000258343	CHEST PRESS	704,065	20191129	
854	0000258344	LAT MACHINE	676,065	20191129	
855	0000258345	LAT MACHINE	676,065	20191129	
856	0000258346	LEG EXTENSION	692,065	20191129	
857	0000258347	LEG PRESS	1,024,065	20191129	

No.	物品番号	品名	金額	取得日	規格
858	0000258348	L E G P R E S S	1,024,065	20191129	
859	0000258349	L O W E R B A C K	704,065	20191129	
860	0000258354	P R O N E L E G C U R L	704,065	20191129	
861	0000258355	S K I L L M I L L C o n n e c t	908,065	20191129	
862	0000258356	S K I L L B I K E	572,065	20191129	
863	0000258359	製氷機	546,872	20190919	
864	0000258360	冷凍冷蔵庫	437,792	20190919	
865	0000258361	冷蔵庫	374,072	20190919	
866	0000258362	冷蔵庫	397,832	20190919	
867	0000258363	オープン冷蔵ショーケース	843,872	20190919	
868	0000258364	ドウコンディショナー	1,452,992	20190919	
869	0000258365	スチームコンベクションオープン	1,517,792	20190919	
870	0000258367	冷蔵ショーケース	318,992	20190919	
871	0000258368	食器洗浄機	623,737	20191204	J W E - 6 8 0 B
872	0000258370	製氷機	428,237	20191204	I M - 6 5 M - 1
873	0000258371	製氷機	428,237	20191204	I M - 6 5 M - 1
874	0000258372	真空包装機	523,538	20191204	H P S - 3 0 0 A
875	0000258373	ガス式ゆで麺機	782,138	20191204	T G S B - 9 0 W R
876	0000258374	ガステーブル	485,238	20191204	V T 1 8 4 3 A
877	0000258375	ヒートトップレンジ	815,538	20191204	H R 9 7 0 2 H
878	0000278927	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
879	0000278928	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
880	0000278929	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
881	0000278930	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
882	0000278931	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
883	0000278932	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
884	0000278933	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
885	0000278934	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
886	0000278935	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
887	0000278936	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
888	0000278937	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
889	0000278938	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
890	0000278939	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
891	0000278940	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
892	0000278941	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
893	0000278942	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
894	0000278943	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
895	0000278944	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
896	0000278945	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)
897	0000278946	コインロッカー	128,150	20250131	リターン式コインロッカー (N S - 3 W)

別表2 利用料金の限度額と現在の利用料金

清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金

(1) グラウンド施設

施設名	利用区分		単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9.4～)
芝生グラウンド	アマチュアスポーツに 利用する場合	一般	1面1時間につ き	6,280円	6,280円	9,000円
芝生グラウンド	アマチュアスポーツに 利用する場合	生徒等及び70歳 以上の者	1面1時間につ き	4,400円	4,400円	6,500円
芝生グラウンド	その他		1面1時間につ き	10,470円	10,470円	15,000円
人工芝コート	一般		1面1時間につ き	4,190円	4,190円	6,000円
人工芝コート	生徒等及び70歳以上の者		1面1時間につ き	2,940円	2,940円	4,500円

備考

- 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 照明設備を利用するときの利用料金の限度額は、照明設備の利用の時間1時間につき、芝生グラウンドにあっては2,610円を、人工芝コートにあっては1,040円をこの表に掲げる額に加えて得た額とする。
- 特殊の電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。
- 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

(2) アリーナ施設

施設名	利用区分				単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9. 4～)
アリーナ	入場料を 徴収する 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	一般	午前9時か ら午後6時 まで	1時間につ き	3,140円	3,140円	4,500円
アリーナ	入場料を 徴収する 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	一般	午後6時か ら午後9時 まで	1時間につ き	6,280円	6,280円	9,000円
アリーナ	入場料を 徴収する 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	生徒等及び70 歳以上の者	午前9時か ら午後6時 まで	1時間につ き	2,200円	2,200円	3,000円
アリーナ	入場料を 徴収する 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後6時か ら午後9時 まで	1時間につ き	4,400円	4,400円	6,000円
アリーナ	入場料を 徴収する 場合	その他の場合		午前9時か ら午後6時 まで	1時間につ き	15,700円	15,700円	22,500円
アリーナ	入場料を 徴収する 場合	その他の場合		午後6時か ら午後9時 まで	1時間につ き	31,400円	31,400円	45,000円
アリーナ	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	一般	午前9時か ら午後6時 まで	1時間につ き	1,040円	1,040円	1,500円
アリーナ	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	一般	午後6時か ら午後9時 まで	1時間につ き	2,080円	2,080円	3,000円
アリーナ	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	生徒等及び70 歳以上の者	午前9時か ら午後6時 まで	1時間につ き	730円	730円	1,000円
アリーナ	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツ又はレ クリエーショ ンに利用する 場合	生徒等及び70 歳以上の者	午後6時か ら午後9時 まで	1時間につ き	1,460円	1,460円	2,000円

(2) アリーナ施設

施設名	利用区分			単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9. 4～)
アリーナ	入場料を 徴収しない場合	その他の場合	午前9時から 午後6時まで	1時間につき	5,200円	5,200円	7,500円
アリーナ	入場料を 徴収しない場合	その他の場合	午後6時から 午後9時まで	1時間につき	10,400円	10,400円	15,000円

<現在の条例・R9. 4～の条例>

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合における午後9時から翌日の午前9時までの利用時間に係る利用料金の限度額は、午前6時から午前9時までにあってはこの表の午前9時から午後6時までの区分における利用料金の限度額に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあってはこの表の午後6時から午後9時までの区分における利用料金の限度額に相当する額とする。
- 4 冷房設備を利用するときの利用料金の限度額は、冷房設備の利用の時間1時間につき4,190円をこの表に掲げる額に加えて得た額とする。

<承認額>

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 第4条ただし書の規定により利用時間を変更した場合における午後9時から翌日の午前9時までの利用時間に係る利用料金の限度額は、午前6時から午前9時までにあってはこの表の午前9時から午後6時までの区分における利用料金の限度額に相当する額と、午後9時から翌日の午前6時までにあってはこの表の午後6時から午後9時までの区分における利用料金の限度額に相当する額とする。
- 4 冷房設備を利用するときの利用料金の限度額は、冷房設備の利用の時間1時間につき2,100円をこの表に掲げる額に加えて得た額とする。

(3) トレーニング施設

施設名	利用区分		単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9. 4～)
トレーニング ルーム	一般	1 回券		520円	520円	600円
トレーニング ルーム	一般	定期券 (1月券)		4,160円	4,160円	5,000円
トレーニング ルーム	一般	回数券 (12回券)		5,200円	5,200円	6,000円
トレーニング ルーム	生徒等及び 70歳以上の者	1 回券		260円	260円	300円
トレーニング ルーム	生徒等及び 70歳以上の者	定期券 (1月券)		2,080円	2,080円	2,500円
トレーニング ルーム	生徒等及び 70歳以上の者	回数券 (12回券)		2,600円	2,600円	3,000円
クアプール	一般	1 回券		520円	520円	600円
クアプール	一般	定期券 (1月券)		4,160円	4,160円	5,000円
クアプール	一般	回数券 (12回券)		5,200円	5,200円	6,000円
クアプール	生徒等及び 70歳以上の者	1 回券		260円	260円	300円
クアプール	生徒等及び 70歳以上の者	定期券 (1月券)		2,080円	2,080円	2,500円
クアプール	生徒等及び 70歳以上の者	回数券 (12回券)		2,600円	2,600円	3,000円
トレーニング ルーム及びクア プール共通	一般	1 回券		830円	830円	1,000円
トレーニング ルーム及びクア プール共通	一般	定期券 (1月券)		6,640円	6,640円	8,000円
トレーニング ルーム及びクア プール共通	生徒等及び 70歳以上の者	1 回券		420円	420円	500円
トレーニング ルーム及びクア プール共通	生徒等及び 70歳以上の者	定期券 (1月券)		3,360円	3,360円	4,000円

(3) トレーニング施設

施設名	利用区分		単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9. 4～)
フィットネス ルーム			1時間 につき	3,140円	3,140円	3,000円
ウェイトリフ ティング場			1時間 につき	1,040円	1,040円	1,500円
大会議室			1時間 につき	3,140円	3,140円	3,000円
中会議室			1時間 につき	2,090円	2,090円	2,000円
小会議室 1			1時間 につき	1,040円	1,040円	1,000円
小会議室 2			1時間 につき	1,040円	1,040円	1,000円
小会議室 3			1時間 につき	1,040円	1,040円	1,000円

備考

- 1 「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者
 - (2) 幼稚園の在園者及びこれに準ずる者
- 2 「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。
- 3 トレーニングルーム及びクアプール共通の1回券は、トレーニングルーム及びクアプールにそれぞれ1回ずつ入場することができるものとする。

(4) 附帯設備等

設備名	利用区分	単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9. 4～)
附帯設備	クアプール内放送 一式 設備	1時間につき	310円	310円	310円
トレーニング ルーム	ワイヤレスマイク 1 個	1時間につき	100円	100円	100円
トレーニング ルーム	ビデオプロジェク 一式 ター	1時間につき	830円	830円	830円
トレーニング ルーム	拡声器（屋外携帯 一式 用）	1時間につき	830円	830円	830円
トレーニング ルーム	折り畳み椅子 1 脚	1時間につき	10円	10円	10円
トレーニング ルーム	折り畳み机 1 脚	1時間につき	10円	10円	10円
クアプール	防球ネット 1 個	1時間につき	10円	10円	10円
運動用具	1 組	1時間につき	50円	50円	50円

備考

この表に掲げるもの以外の附帯設備及び運動用具の利用料金の限度額は、類似する附帯設備及び運動用具の利用料金の限度額に準じて算定した額とする。

(5) 宿泊施設

設備名	利用区分	単位	条例での 限度額 (現在)	承認額	条例での 限度額 (R9. 4～)
宿泊室 (定員 2 人)	宿泊	1人1泊に つき	6,280円	6,280円	9,000円
宿泊室 (定員 2 人)	休憩	1室につ き	3,140円	3,140円	4,500円
合宿室 (定員 6 人)	宿泊	1人1泊に つき	3,660円	3,660円	5,500円
合宿室 (定員 6 人)	休憩	1室につ き	3,140円	3,140円	4,500円

<現在の条例>

備考

- 1 6歳未満の者で寝台又は寝具を占有しないものは、宿泊室に宿泊する人数に算入しないものと
し、また、利用料を無料とする。
- 2 宿泊室に1人で宿泊するときの利用料金の限度額は、1泊につき3,140円をこの表に掲げる額に
加えて得た額とする。
- 3 宿泊室に3人以上で宿泊するときの利用料金の限度額は、1泊につき1,050円をこの表に掲げる
額から減じて得た額とする。
- 4 3泊以上連続して宿泊するときの3泊目以降の利用料金の限度額は、宿泊室にあつては1人1泊に
つき1,050円を、合宿室にあつては1人1泊につき520円をこの表に掲げる額から減じて得た額とす
る。

<R9. 4～の条例>

備考

- 1 6歳未満の者で寝台又は寝具を占有しないものは、宿泊室に宿泊する人数に算入しないものと
し、また、利用料を無料とする。
- 2 宿泊室に1人で宿泊するときの利用料金の限度額は、1泊につき4,500円をこの表に掲げる額に
加えて得た額とする。
- 3 宿泊室に3人以上で宿泊するときの利用料金の限度額は、1泊につき1,500円をこの表に掲げる
額から減じて得た額とする。
- 4 3泊以上連続して宿泊するときの3泊目以降の利用料金の限度額は、宿泊室にあつては1人1泊に
つき1,500円を、合宿室にあつては1人1泊につき700円をこの表に掲げる額から減じて得た額とす
る。